

浄化槽整備推進施策 事例集

平成 30 年 3 月
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

はじめに

この浄化槽整備推進施策事例集は、市町村・都道府県の担当職員の方向けに、浄化槽整備推進に向け補助制度に実施に合わせて取り組むことが望ましい、広報施策や民間連携の事例を紹介することを目的としています。

事例集は2部構成としており、浄化槽整備施策の事例紹介と、浄化槽広報コンテンツの事例紹介で構成しています。

第1部 浄化槽施策事例

- 住民等の理解増進に向けた施策
- 民間と連携した制度等の施策
- 台帳整備に向けた施策
- 災害対策としての浄化槽整備事例



第2部 浄化槽広報コンテンツ

- 浄化槽の動画説明資料
- 浄化槽や水環境に係るパンフレット
- 浄化槽補助制度のパンフレット
- 市町村広報誌に掲載する文案の事例



浄化槽整備施策の事例紹介では、国内の他市町村や事業者における取り組み事例をもとに、その実施背景や内容、効果、実施に当たってのポイントなどに焦点を絞って概要を整理しています。特に次の内容について事例を整理しています。

- 住民の方や関係者に対する情報発信を通じて理解の増進を図っている施策
- 浄化槽整備の計画・制度の運用を、住民・事業者と連携して進めている施策
- 関係者と連携した浄化槽台帳整備の推進施策

浄化槽広報コンテンツの事例紹介では、各市町村・都道府県における実務での活用を想定し、環境省事業「平成29年度地域くらしの水環境改善事業」において作成した広報用のパンフレット、広報誌に掲載するための文案、動画などの実務的なコンテンツと使用方法を掲載しています。

第 1 部 浄化槽整備施策の事例紹介

| | |
|---|----|
| 1. 浄化槽整備施策の事例紹介..... | 2 |
| 1.1 事例集で取り上げるテーマと事例..... | 2 |
| 1.2 浄化槽に係る住民等の理解増進 | 4 |
| 1.2.1 事業者と連携した戸別訪問の実施..... | 4 |
| 1.2.2 単独処理浄化槽の転換工事で地域の水環境改善に貢献する企業..... | 5 |
| 1.2.3 浄化槽教室の実施による住民理解の促進 | 6 |
| 1.2.4 積極的な情報公開..... | 7 |
| 1.2.5 環境学習の実施による浄化槽への理解促進 | 8 |
| 1.2.6 浄化槽行政に係るデータベースの構築..... | 9 |
| 1.3 整備推進に向けた制度や民間との連携 | 10 |
| 1.3.1 下水道整備事業からの転換によるコスト削減..... | 10 |
| 1.3.2 下水道整備区域の見直しによる浄化槽設置促進 | 11 |
| 1.3.3 パブリック・インボルブメント手法による住民との合意形成 | 12 |
| 1.3.4 住民の費用と手間の削減を実現する維持管理費補助制度の創設..... | 13 |
| 1.3.5 住宅リフォーム助成金の設置 | 14 |
| 1.3.6 グループ設置補助の設置..... | 15 |
| 1.3.7 広域的浄化槽行政組織の設立による自治体の負担軽減 | 16 |
| 1.3.8 PFI 方式による浄化槽整備推進事業..... | 17 |
| 1.3.9 浄化槽事務の民間委託 | 18 |
| 1.4 その他 | 19 |
| 1.4.1 指定検査機関と連携した浄化槽台帳の整備 | 19 |
| 1.4.2 災害対策を見込んだ汚水処理計画 | 20 |

1. 浄化槽整備施策の事例紹介

1.1 事例集で取り上げるテーマと事例

第1部では、国内で先進的に浄化槽整備に取り組んでいる自治体、事業者の施策を取り上げて浄化槽整備に不可欠であるテーマ別に紹介します。それぞれ、実施のポイントなどを整理していますので、参考にしてください。また、ヘッダー部分に、どのような課題に応える先行事例であるかを、ヘッダー部分に明示しています。課題は次の6つです。



第1部で取り上げる事例の一覧は下表のとおりです。

表 1-1 第1部で紹介する事例

| テーマ | 施策 | 実施主体 | 施策概要 |
|-----------------------|------------------------------|--------|---|
| 浄化槽に係る住民及び自治体担当者の理解増進 | 事業者と連携した戸別訪問の実施 | 静岡県富士市 | 単独浄化槽の設置世帯に対して、事業者と連携して個別訪問を実施。（市町村職員が訪問した後に事業者が訪問） |
| | 浄化槽設置者の営業活動を活用した普及啓発 | 民間事業者 | 浄化槽設置者（とくに単独処理浄化槽の転換に高い実績を有する専門とする事業者）への働きかけ |
| | 浄化槽教室の実施 | 群馬県 | 新たに浄化槽を設置した住民を対象に、浄化槽の構造、維持管理、法定検査等について講習会を実施。 |
| | 積極的な情報公開（達成状況を表す指標の設定、定量化） | 長野県 | 利用者（住民）へ分かり易い事業説明や経営状況の開示を実施するため、定量的な指標を設定した。指標は住民視点及び自治体視点の2種類を設定した。 |
| | 学校で環境学習を実施（観察、CODパックテスト） | 徳島県 | 公益社団法人徳島県環境技術センターと協力して学校で環境学習を実施。干潟が行っている自然の浄化作用と浄化槽の比較 |
| | 浄化槽行政に係る関係法令や実施要領等のデータバンクの構築 | 鹿児島市 | 昭和46年から収集した情報をまとめたデータバンクが構築されている。また、情報を冊子としてまとめ、関係する業者等に配布されている。 |
| 整備推進に向けた制度や民間との | 下水道整備事業からの転換によるコスト削減 | 長野県下條村 | |
| | 下水道整備区域の見直し | 静岡県富士市 | 整備区域の再検討を行った結果、482haについて下水道による整備より浄化槽による整備が効率的であると判断された。 |

| テーマ | 施策 | 実施主体 | 施策概要 |
|-----|-----------------------------|---------|--|
| 連携 | パブリック・インボルブメント手法による住民との合意形成 | 岩手県紫波町 | パブリック・インボルブメント手法を用いて汚水処理基本構想策定の合意形成を努めた。住民意向を把握するとともに、住民理解の増進に繋がった。 |
| | 維持管理費補助の設置 | 神奈川県葉山町 | 合併変換の補助に加えて、維持管理費にも年間 1.7 万円の補助を開始。5 人槽で最大 77.7 万円の補助 |
| | 住宅リフォーム助成金の設置 | 茨城県大子町 | 住宅リフォームと合わせた助成金制度を創設、個人負担が軽減されたほか、リフォームと合わせた転換が進み、合併浄化槽の普及が促進された。リフォーム代金の 15%、最大 30 万円 |
| | グループ設置補助の設置 | 岩手県一関市 | グループで浄化槽の設置を行う場合、既存の補助金に対し、上乘せ補助を行う。 |
| | 広域的浄化槽行政組織の設立による自治体の負担軽減 | 埼玉県 | 県規模で組織する広域連合による市町村設置型の推進を検討。自治体担当者の事務負担の軽減、スケールメリットによる事業費の削減。 |
| | PFI の導入 | 愛媛県愛南町 | 自治体の事務削減を目的として採用。以前の個人設置型と比較すると設置基数は大きく増加。 |
| | 浄化槽事務の民間委託 | 群馬県太田市 | 個人設置型の補助事業申請書の受理事務（現地確認業務、問合せ対応業務を含む）を市内事業者へ委託。社員 1 名が庁舎に常駐。事務作業の削減率 39% |
| その他 | 指定検査機関と連携した浄化槽台帳の整備 | 群馬県 | 浄化槽台帳に関するデータの入力業務を指定検査機関（(財)群馬県環境検査事業団）へ委託 |
| | 災害対策に向けた浄化槽普及の計画策定 | 佐賀県嬉野市 | 想定震度 6 程度の地震が起こりうる可能性への対策として、浄化槽整備を推進。財源には、公共下水道の整備と合わせ、地方創生交付金を活用。 |

1.2 浄化槽に係る住民等の理解増進

1.2.1 事業者と連携した戸別訪問の実施

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 静岡県富士市 |
| 導入時期 | 平成 22 年度以降 |
| 概要 | 単独処理浄化槽の設置世帯に対して、事業者と連携して個別訪問を実施。市職員が訪問して補助事業周知や単独転換について説明した後に事業者が訪問し、具体的な費用の説明や疑問点の解消を行っている。 |
| 導入の背景 | 静岡県富士市では、平成 28 年度末時点で 1 万 2 千世帯ほどが単独処理浄化槽を設置している。平成 22 年度以降に実施している「生活排水処理長期計画」では平成 41 年度を目標年次として汚水処理施設の整備を図る計画としており、この達成に向けて合併処理浄化槽への転換が喫緊の課題であった。 未普及世帯のうち、単独処理浄化槽の転換に向けては設置世帯の意思決定が重要であることから、各世帯への継続的・効果的な周知が求められていた。 |
| 内容 | 富士市が保有・管理している浄化槽台帳システム (GIS : 地理情報システム) に情報を蓄積し、戸別訪問に活用している。市職員が単独処理浄化槽設置世帯を訪問し、単独処理浄化槽の転換を呼びかける際、住民に対し、いかに分かりやすく、確実に情報を伝えるか、相手に伝わり効果が発動しているか検証しながら取り組んでいる。 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い、転換の補助制度について市町村が周知を行ったうえで、事業者が訪問し、具体的な転換に向けた費用等や詳細事項の周知を行っている。 |
| 導入効果 | ・ 戸別訪問のみでの効果ではないものの、市独自で導入している転換補助金の平成 25 年度以降の補助実績は年間 100 基以上を推移しており、平成 28 年度時点では前年比で実績が増加している。 |
| 検討のポイント (課題等) | ・ 情報の管理を行う台帳が必須である。 ・ 市が重点的に制度周知を行う地域などを明確にし、設置工事事業者等と連携を図ることが重要である。 |
| 参考資料 | ・ 静岡県富士市、富士市生活排水対策について、(平成 28 年度浄化槽普及戦略検討ワーキンググループ 第 1 回資料 3-2) ・ 富士市提供情報 |

1.2.2 単独処理浄化槽の転換工事で地域の水環境改善に貢献する企業

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 民間事業者 |
| 導入時期 | 平成 24 年度 |
| 概要 | 千葉県や茨城県において営業する事業者が、自社活動により転換の意義や補助制度の周知を図り、1 市において年間 180 基の単独転換工事を実施した。 |
| 導入の背景 | 千葉県、茨城県の郊外地域においては単独処理浄化槽が数多く設置されている。当該地域を営業エリアとする民間事業者が、これら単独処理浄化槽の転換工事の拡大に向け、ノウハウを蓄積し、営業活動を実施。 |
| 内容 | <p>浄化槽設置工事、保守点検から住宅リフォームまでの事業範囲を活かし、単独処理浄化槽の転換工事の拡大に向けた創意工夫を行っている。</p> <p>例えば、転換工事の際に看板を立て、「補助事業」による工事実施であることを表示し、工事現場周辺住民に対して補助事業周知を図るなどの工夫を行っている。</p> <p>また、転換世帯周辺の世帯に対しても転換補助制度の詳細（補助額、期限等）や費用感を周知するなど、面的な周知を行っている。さらには、維持管理やリフォームまでの事業範囲を活かし、単独処理浄化槽の使用世帯を把握し、単独転換補助制度を事前周知するなど、計画的な周知活動を行っている。</p> |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業活動の結果、事業者による単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は 1 市において年間 180 基行われた。 ・ 多様な視点からの説明により、当初は転換に対して消極的な姿勢であった住民が、補助事業や水質改善効果について良い印象を持ち、転換を前向きに検討するようになった。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に単独処理浄化槽の転換は「待っていて売れる商材ではない」認識のもと、計画的な営業活動が重要。 ・ 民間事業者と自治体の間での連携が重要。具体的には、浄化槽設置業者の営業活動や補助制度について住民が自治体の窓口等に問い合わせることがあるが、この際に「どこの事業者か分からないが、詐欺などのトラブルには気を付けてほしい」「担当者が不在であるため分からない」などと対応されてしまうと、転換機会を損失することになる。 |
| 参考資料 | エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社「平成 25 年度単独処理浄化槽の転換促進に関する調査業務報告書」（過年度業務における自社作成資料） |

1.2.3 浄化槽教室の実施による住民理解の促進

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 群馬県 |
| 導入時期 | 平成 29 年度 |
| 概要 | 新たに浄化槽を設置した住民を対象に、浄化槽の構造、維持管理、法定検査等について参加が必須の講習会を実施。講習会は（社）群馬県浄化槽協会と連携して開催している。 |
| 導入の背景 | 浄化槽の維持管理の重要性について、管理者の認知を高め、水質保全を図る。 |
| 内容 | <p>新たに浄化槽を設置した住民に対し、浄化槽の正しい使用方法や法的義務のある維持管理の手法について理解を深めてもらうことを目的として、浄化槽教室を実施している。浄化槽教室では、一般社団法人群馬県浄化槽協会が実施主体となって浄化槽の構造、維持管理、法定検査等の事項について資料を用いて説明を行う。地区ごとに年 4 回から 10 回実施している。</p> <p>群馬県みどり市では、みどり市浄化槽設置整備補助金の受給申請の際に使用する「承諾書」に、浄化槽教室への参加をする旨の承諾を取る記述があり、浄化槽を設置する住民に対して浄化槽教室参加に対する意識付けを行っている。</p> <p>このほか、県の SNS などでも浄化槽教室の開催を発信するなど、参加を呼び掛けている。</p> |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地区ごとに年 4 回～10 回の講習会を実施している。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽設置者の全件参加に向けて、参加率を向上させるような発信方法、働きかけ方を模索することが課題。 |
| 参考資料 | 群馬県「浄化槽教室（伊勢崎地区、渋川地区）を開催します」 (http://www.pref.gunma.jp/07/j01700019.html) |

1.2.4 積極的な情報公開

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|---|--|--|
| 事業体名 | 長野県 | | | | | | |
| 導入時期 | 平成 22 年度～ | | | | | | |
| 概要 | 都道府県構想や各市町村の施策実施状況を可視化するため、構想の取組状況を自ら評価するための指標を設定し、グラフ化して公表している。 | | | | | | |
| 導入の背景 | 持続的な生活排水対策を推進するためには、住民と事業実施主体（市町村）が認識と責任を共有することが重要である。この認識のもと、住民へ分かり易い事業説明や経営状況の開示を実施している。 | | | | | | |
| 内容 | <p>指標は、「利用者(住民)の立場から見た指標」と「事業者(市町村)の立場から見た指標」の2グループで構成している。各グループは、全市町村に共通する評価項目（A～F）と各市町村の独自の評価項目（①～⑥）からそれぞれ3項目ずつを設定している。</p> <p>また、指標の目標値と実績値を多角形グラフで表示することにより、「見える化」を図っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【利用者（住民）の立場から見た指標】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>1 暮らしの快適さを表す評価項目</p> <p>2 環境への配慮を表す評価項目</p> <p>3 住民参画への取組を表す評価項目</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>（A：快適生活率(%) (共通) ①：各市町村が自由に設定</p> <p>（B：環境改善指数 (共通) ②：各市町村が自由に設定</p> <p>（C：情報公開実施指数 (共通) ③：各市町村が自由に設定</p> </td> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【事業者（市町村）の立場から見た指標】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>1 整備事業の達成度を表す評価項目</p> <p>2 資源循環への貢献を表す評価項目</p> <p>3 経営の長期的な状況を表す評価項目</p> </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>（D：汚水処理人口普及率(%) (共通) ④：各市町村が自由に設定</p> <p>（E：バイオマス利活用率(%) (共通) ⑤：各市町村が自由に設定</p> <p>（F：経営健全指数 (共通) ⑥：各市町村が自由に設定</p> </td> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> </table> </div> | <p>1 暮らしの快適さを表す評価項目</p> <p>2 環境への配慮を表す評価項目</p> <p>3 住民参画への取組を表す評価項目</p> | <p>（A：快適生活率(%) (共通) ①：各市町村が自由に設定</p> <p>（B：環境改善指数 (共通) ②：各市町村が自由に設定</p> <p>（C：情報公開実施指数 (共通) ③：各市町村が自由に設定</p> | | <p>1 整備事業の達成度を表す評価項目</p> <p>2 資源循環への貢献を表す評価項目</p> <p>3 経営の長期的な状況を表す評価項目</p> | <p>（D：汚水処理人口普及率(%) (共通) ④：各市町村が自由に設定</p> <p>（E：バイオマス利活用率(%) (共通) ⑤：各市町村が自由に設定</p> <p>（F：経営健全指数 (共通) ⑥：各市町村が自由に設定</p> | |
| <p>1 暮らしの快適さを表す評価項目</p> <p>2 環境への配慮を表す評価項目</p> <p>3 住民参画への取組を表す評価項目</p> | <p>（A：快適生活率(%) (共通) ①：各市町村が自由に設定</p> <p>（B：環境改善指数 (共通) ②：各市町村が自由に設定</p> <p>（C：情報公開実施指数 (共通) ③：各市町村が自由に設定</p> | | | | | | |
| <p>1 整備事業の達成度を表す評価項目</p> <p>2 資源循環への貢献を表す評価項目</p> <p>3 経営の長期的な状況を表す評価項目</p> | <p>（D：汚水処理人口普及率(%) (共通) ④：各市町村が自由に設定</p> <p>（E：バイオマス利活用率(%) (共通) ⑤：各市町村が自由に設定</p> <p>（F：経営健全指数 (共通) ⑥：各市町村が自由に設定</p> | | | | | | |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> 「共通指標」を用いて県全体としての目標達成度を客観的に評価が可能となり、各市町村の進捗管理を合理的かつ公平に進めることが可能となった。 地域特性を反映した「選択指標」を導入したことにより、生活排水対策に関する住民や市町村の努力度を公表することに繋がった。 | | | | | | |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> 評価項目の達成状況の評価する際、評価方法により特定の市町村を利用することが無いよう留意する必要がある。浄化槽事業（個人設置型）のみを実施する町村の「経営健全指数」は、補助制度のみならず、浄化槽の普及啓発活動、台帳整備、検査受検率などの取組を総合的に評価した指標とするなどの工夫を行っている。 | | | | | | |
| 参考資料 | 「水循環・資源循環のみち 2015」（平成 28 年 3 月 長野県環境部） | | | | | | |

1.2.5 環境学習の実施による浄化槽への理解促進

| | |
|------------------|--|
| 事業体名 | 徳島県 |
| 導入時期 | 平成 19 年 3 月 |
| 概要 | 水環境保全の大切さや浄化槽の必要性を県民が意識し、浄化槽整備への理解を深めるため、浄化槽を題材にしたアクティビティを含む徳島県版の環境学習プログラムを構築した。 |
| 導入の背景 | 徳島県では、豊かな環境の継承と持続可能な未来の創造に向け「環境首都とくしま」の実現を目指している。「環境首都とくしま」の実現のため平成 17 年 12 月に策定された徳島県環境学習推進方針（とくしま環境 学びプラン）を受けて、学校、職場、地域などで具体的に学習を実施するための有効なプログラムが必要とされていた。 |
| 内容 | 徳島県環境学習推進方針を具体的に実施するための有効なツールとして、平成 19 年 3 月、県と県内 4 大学の連携によって設置された「とくしま環境科学機構」が徳島県版環境学習プログラムを作成した。重点分野として「太陽（エネルギー、温暖化）」「生きもの」「水環境」「ごみ」の 4 つが取り上げられており、県内の小学校や中学校、高等学校、地域住民に向けて提供されている。例えば、「生きもの」のプログラムでは、小学生、中学生向けのアクティビティとして「浄化槽調べ」がある。干潟と浄化槽が生物を利用した水質浄化を行っていることに着目して作成され、COD パックテスト、アサリが米のとぎ汁を浄化する実験、フィルターを用いた水質浄化実験などを行いながら、干潟や浄化槽への理解を深めている。 |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習プログラムが作成されたことで、学習計画を具体的に立て、学習をスムーズに進めることが出来た。 ・ 都道府県が環境学習プログラムを構築することで、都道府県内の全市町村が同じプログラムを用いて少ない負担で環境学習を実施できる。 ・ H27 年度は県内 25 校（1,354 名）の小学校を訪問、H28 年度は 20 校（718 名）の小学校を訪問している。 |
| 検討のポイント （課題等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習プログラムを継続的に実施し、改善を図る仕組み・体制を構築しておくことが望ましい。 ・ 環境学習プログラムを広く展開する前に、プログラムによる効果や流れについて検証しておくことが必要である。 |
| 参考資料 | 徳島県「とくしま環境学習プログラムとは」 (http://www.pref.tokushima.jp/kankyo/gakusyu/gakusyuprogram/toha/) 環境省「環境保全の担い手を育てる環境学習プログラム」 https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/eco/10.html |

1.2.6 浄化槽行政に係るデータバンクの構築

| | | | | | | | |
|------------------|--|----|-------------|-----|--|----|--|
| 事業体名 | 鹿児島県鹿児島市 | | | | | | |
| 導入時期 | 平成 20 年度 | | | | | | |
| 概要 | 鹿児島市では浄化槽の設置、廃止に関する情報を蓄積する浄化槽台帳に加え、昭和 46 年からの資料収集により浄化槽行政に必要な関係法令や実施要領及び提出書類等の電子情報を網羅するデータバンクが構築、活用されている。 | | | | | | |
| 導入の背景 | 鹿児島市は平成 16 年の市町村合併を契機に、浄化槽設置申請件数や補助事業の申請件数が増加し続けている。平成 20 年には、合併処理浄化槽への転換に 20 万円の上乗せ補助が実施されることになり、今後さらに浄化槽設置が進むことを踏まえ、浄化槽の設置手続きや維持管理についての確認事項が集約されたツールの開発を行うこととなった。 | | | | | | |
| 内容 | <p>浄化槽行政に必要な関係法令等を網羅するデータバンクは「浄化槽の手引き 平成 20 年度版（以下、「浄化槽の手引き」と記す）」としてまとめられ、関係業者等に配布されている。浄化槽の手引きの概要は以下の通りである。</p> <table border="1"> <tr> <td>要綱</td> <td>鹿児島市浄化槽指導要綱</td> </tr> <tr> <td>法令等</td> <td>浄化槽法関係法令等、設置に関する法令等、設計・構造に関する法令等、工事に関する法令等、保守点検・清掃・法定検査に関する法令等、補助事業に関する法令等</td> </tr> <tr> <td>様式</td> <td>設置等に関する様式、販売・工事に関する様式、維持管理に関する様式、保守点検業者の登録に関する様式、清掃業の許可に関する様式、補助事業に関する様式</td> </tr> </table> <p>表：「浄化槽の手引き 平成 20 年度版」概要</p> | 要綱 | 鹿児島市浄化槽指導要綱 | 法令等 | 浄化槽法関係法令等、設置に関する法令等、設計・構造に関する法令等、工事に関する法令等、保守点検・清掃・法定検査に関する法令等、補助事業に関する法令等 | 様式 | 設置等に関する様式、販売・工事に関する様式、維持管理に関する様式、保守点検業者の登録に関する様式、清掃業の許可に関する様式、補助事業に関する様式 |
| 要綱 | 鹿児島市浄化槽指導要綱 | | | | | | |
| 法令等 | 浄化槽法関係法令等、設置に関する法令等、設計・構造に関する法令等、工事に関する法令等、保守点検・清掃・法定検査に関する法令等、補助事業に関する法令等 | | | | | | |
| 様式 | 設置等に関する様式、販売・工事に関する様式、維持管理に関する様式、保守点検業者の登録に関する様式、清掃業の許可に関する様式、補助事業に関する様式 | | | | | | |
| 導入効果 | <p>データバンクの活用により、浄化槽の設置から維持管理までの過程において、浄化槽管理者へ過不足なく適切に知識を提供できるようになった他、各方面へのチェック体制の構築が円滑に行われるようになった。</p> <p>また、浄化槽行政が円滑に行われるようになったことで住民の浄化槽への信頼が増し、普及の加速につながった。</p> | | | | | | |
| 検討のポイント (課題等) | データバンクの構築には長年の地道な資料収集による電子情報の蓄積が必要となる。 | | | | | | |
| 参考資料 | 環境省「平成 21 年度単独処理浄化槽転換施策事例集」 | | | | | | |

1.3 整備推進に向けた制度や民間との連携

1.3.1 下水道整備事業からの転換によるコスト削減

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 長野県下條村 |
| 導入時期 | 平成2年度 |
| 概要 | 地域特性を踏まえて下水道計画の見直しを行ったところ、合併浄化槽での整備が最も下條村に適していることが判明した。公共下水道と比べて事業費で約42.5億円、維持費で約1.5億円／年のコスト削減に成功した。 |
| 導入の背景 | 平成2年に完了する上水道整備に伴い、平成元年に下水道計画の見直しが行われた。下條村は周囲を山脈に囲まれた中山間部にあり、34の集落が散在している。当時国が推進していた公共下水道で整備した場合、管渠の敷設が効率的に行えず、国の補助金を利用してもなお45億円の費用がかかってしまう。地域特性を考慮の上、限られた予算内で実現可能な污水处理施設の整備方法を検討する必要がある。 |
| 内容 | 各污水处理施設整備方法のコストや設置効率を比較した結果、下條村は全村合併浄化槽で整備するという方針を決めた。事業開始にあたり事前説明会や住民の意向を調査するアンケートを実施し、住民の意向を確認し、事業への理解を得るようにした。行政と住民が一体となって取組を進めた結果、平成2年から平成23年までの21年間で合計928基を設置し、村の污水处理人口普及率を95%まで引き上げることができた。事業費は8.7億円かかったが、村は約2.5億円のみ負担し、残りは県と国からの補助金で対応した。公共下水道と比べて約42.5億円のコスト削減である。合併浄化槽の場合、設置する各世帯に負担金と管理責任が生じるため、維持費の補助制度を創設したが、それでも公共下水道と比べて約1.5億円／年のコスト削減となった。 |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域にあった污水处理施設の整備方法を選んだことで、コストを抑えながらも高い普及率を達成した。 ・ コスト削減の結果は財政にも表れている。自治体の財政の健全さを表す指標の1つとして実質公債比率^{※1}があるが、下條村は東京23区を含む全国1742市区町村中4番目という高い健全性を実現した。 ※1：自治体の収入に対し負債を返済する割合を示す |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金を利用した污水处理施設整備を検討する場合、自治体の健全な財政を維持しながら維持管理できるのか、試算と検証が必要である。 ・ 安定した事業推進のためには、住民説明会やアンケート調査等を活用して住民とのコミュニケーションを深め、行政と一体となって污水处理整備に取り組みうという環境づくりが必要である。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ フジクリーン工業株式会社公式HPより「山村の活性化と排水処理」 (http://www.fujiclean.co.jp/fujiclean/water/160/detail.html) ・ 下條村「水循環・資源循環のみち 2015」構想 |

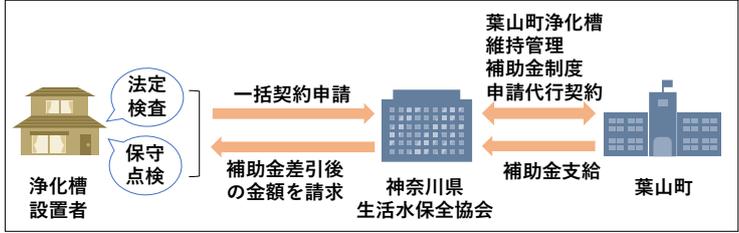
1.3.2 下水道整備区域の見直しによる浄化槽設置促進

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 静岡県富士市 |
| 導入時期 | 平成 22 年度 |
| 概要 | 下水道区域と浄化槽区域の再検討で下水道計画区域が縮小されたことにより、浄化槽整備及び維持管理補助の原資が捻出でき、浄化槽の設置が促進された。 |
| 導入の背景 | 下水道整備の中心が市街地から郊外へ移ることによる整備効率の低下や、経済活動の低迷による市財政の悪化、少子高齢社会の急速な進行といった社会情勢の変化などを踏まえ、下水道整備のあり方について見直しが求められていた。また、郊外の市民から生活排水処理施設の早期整備に関する要望が多数寄せられており、生活排水処理の適正化が急務であった。 |
| 内容 | <p>平成 21 年度に策定した生活排水処理長期計画で下水道区域と浄化槽区域の再検討が行われ、482ha の区域は下水道よりも浄化槽による整備が効率的であると判断された。下水道計画区域を縮小したことにより浄化槽整備及び維持管理補助の原資が捻出でき、以下 2 つの施策を実施した。</p> <p>(1) 浄化槽設置費補助制度の充実</p> <p>公共下水道事業認可区域外で浄化槽を設置する場合、元々設置費の 4 割を補助していたが、さらに市の補助金を上乘せし、市町村設置型並みの補助金を交付した。また、浄化槽設置費補助対象区域を「下水道整備が 7 年以内に早期整備できない区域」に拡大し、市費単独で設置費用を補助した。</p> <p>(2) 浄化槽維持管理費補助制度の新設</p> <p>転換後の適正な維持管理、特に保守点検・清掃をより一層徹底させるため、浄化槽法第 11 条検査において適正と判定された一般住宅の浄化槽に対し、市費単独で維持管理補助金を交付する新制度を創設した。</p> |
| 導入効果 | 浄化槽区域における単独処理浄化槽の転換が進み、平成 22 年度から 27 年度の 6 年間合計での計画値 1,218 基に対し 1,657 基が設置された。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道等と同様に浄化槽整備も行政が関与し、責任をもって整備率 100%に向けて取り組んでいく必要がある。 計画的な推進のためには、整備計画と財政計画を含んだ長期計画の策定が必要である。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度 単独処理浄化槽転換施策 事例集 (環境省廃棄物対策課浄化槽推進室) シビル・ミニマムと社会情勢に対応した富士市の浄化槽行政 (静岡県富士市上下水道部) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 事例集 |

1.3.3 パブリック・インボルブメント手法による住民との合意形成

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 岩手県紫波町 |
| 導入時期 | 平成 20 年度 |
| 概要 | パブリック・インボルブメント（以下、「PI」）手法により住民合意を形成しながら汚水処理基本構想の見直しを実現した。PI 手法とは、公共プロジェクトに関わる関係主体に、計画や施設整備について関心をもたせ、コミュニケーションを図り、その結果を計画づくりに反映させるしくみである。 |
| 導入の背景 | 集合処理未整備地区の多くの住民が、早期の水洗化を要望していた。最小の財源負担で早期の水洗化を図るために、浄化槽整備区域への見直しが必要であったものの、計画変更、浄化槽の性能、費用への反対により見直しスケジュール遅延の可能性があった。 |
| 内容 | <p>PI 手法を用いた見直しの実施を決定後、汚水処理手法の比較調査、住民説明会開催、アンケートの実施・意向確認により汚水処理基本構想の見直し（案）を作成。見直し（案）を基に再度の住民説明会を開催し、汚水処理基本構想を策定した。見直し作業実施決定から、見直し後の構想策定までに要した期間は、1 年 1 ヶ月ほどであった。</p> <p>パブリック・インボルブメント手法による住民との合意形成</p>  |
| 導入効果 | 事前説明会とアンケート調査により、汚水処理手法変更に対する住民の意向を把握することができた他、事業そのものの周知が図られ、合意形成後の事業推進を円滑に進めることができた。 |
| 検討のポイント （課題等） | <ul style="list-style-type: none"> 変更となる汚水処理サービスに対する情報提供（処理方法や維持管理手法、費用の比較結果等）と説明を行い、理解を得る。 特に高齢者に対しては、外来語を用いない、イメージ図を用いるなど、平易な説明資料及びアンケート調査票を作成する。 説明会は住民のライフスタイルに配慮して開催日時、場所を設定する。具体的には、高齢者が多い地区では、長距離の移動が発生しないよう、約 50 戸程度を単位として開催地を設定する。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> PI（パブリック・インボルブメント）の意義と課題, 京都大学(2006) 「今後の汚水処理のあり方に関する検討会 有識者等委員会ヒアリング 紫波町の汚水処理概要」（平成 23 年 1 月 紫波町建設部下水道課） 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 事例集 |

1.3.4 住民の費用と手間の削減を実現する維持管理費補助制度の創設

| | |
|------------------|--|
| 事業体名 | 神奈川県 葉山町 |
| 導入時期 | 平成 29 年度 |
| 概要 | 合併処理浄化槽の維持管理、法定検査受検の推進に向け、神奈川県の指定検査機関、神奈川県生活水保全協会（以下、「神水協」）を一括窓口とした維持管理費補助制度を創設した。また、「マイスター証」を取得した保守点検業者のみが維持管理作業を行う仕組みを作り、保守点検技術の底上げを図った。 |
| 導入の背景 | 浄化槽維持管理の推進に向け、浄化槽利用世帯の下水処理費用負担が公共下水道接続世帯よりも大きいことや、複数の事業者・協会との契約手続きが煩雑であることなど、浄化槽の普及を妨げる要因を取り除く必要があった。 |
| 内容 | <p>費用面では、浄化槽使用世帯に対し年間 17,000 円の維持管理費補助制度を創設。手間の面からは、神水協と保守点検・法定検査の一括契約をした場合、あらかじめ補助金相当額を差し引いた費用の支払いを可能にし、補助制度利用に係る手続きを簡易化した。</p>  <p>図 神水協との申請代行契約による申請簡易化</p> <p>また、維持管理作業は神水協主催の「小型浄化槽マイスター講習会」を受講し、「マイスター証」を取得した保守点検業者のみが行う仕組みとし、保守点検技術の底上げを図った。</p> |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置世帯の年間費用負担が下水道接続世帯とほぼ同額となった。 浄化槽の保守点検や清掃、法定検査が確実な実施が図られる。 技術力を持った浄化槽管理士による保守点検と水質の担保が図られる。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> 維持管理費補助制度により住民負担が軽減される他、保守点検・法定検査の一括契約を条件とした特例制度により、保守点検および法定検査受検の確実な実施が期待される。また事業者へ対する資格制度により、保守点検技術の品質確保が期待される。 住民の手間の削減のため一括契約のシステムを導入するには、地方の実情に応じた関係団体の連携が必要である。 法定検査受検の確実な実施も重要だが、検査結果を踏まえた問題点の改善に努めることも肝要である。 |
| 参考資料 | 「全浄連ニュース 2017 年 8 月 第 155 号」(平成 29 年 8 月 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会) |

1.3.5 住宅リフォーム助成金の設置

| | |
|------------------|--|
| 事業体名 | 茨城県大子町 |
| 導入時期 | 平成 20 年度 |
| 概要 | 住宅リフォームと合わせた助成金制度を創設したことで、合併浄化槽転換を抑制する要因であった個人負担が軽減されたほか、リフォームと合わせた転換が進み、合併浄化槽の普及が促進された。 |
| 導入の背景 | 大子町では平成 18 年度から市町村設置型による合併処理浄化槽の整備が進められている。平成 27 年度末までに 835 基が整備されたが計画値の 3 分の 1 程度であり、このままでは平成 42 年度までに目標である 5,000 基の整備を完了することは困難であったため、今後の事業推進の在り方を検討する必要があった。 |
| 内容 | 合併処理浄化槽の設置が進まない理由としては、個人の費用負担額が高いことのほか、単独処理浄化槽の場合はすでに水洗化の恩恵を受けていることから転換のインセンティブが働きにくいという背景があった。そこで平成 29 年 2 月に住宅リフォーム助成金制度を創設し、浄化槽の配管工事費も対象とした上で、リフォーム代金の 15%、最大 30 万円を助成することとした。リフォーム助成金の申請を受けた際に住宅リフォームと合わせての浄化槽転換を促したところ、平成 27 年度にリフォーム助成金を申請した 68 件のうち 8 件が合併処理浄化槽の設置を行った。 |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> 個人の費用負担が軽減された他、住宅リフォームと合わせた浄化槽転換事業の案内ができるようになり、事業周知が成された。 助成金により浄化槽転換の新たな動機づけが成された。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> 住民が自発的に合併処理浄化槽の転換を行うには、行政が制度や必要性を訴えかけるだけでなく、合併浄化槽へ転換する動機づけを作ることが必要である。 |
| 参考資料 | 「大子町の浄化槽整備推進事業(市町村設置型)の取り組みについて」(一般社団法人 浄化槽システム協会) |

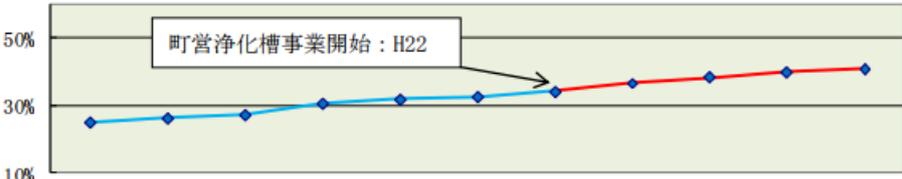
1.3.6 グループ設置補助の設置

| | | | | | |
|------------------|---|----------------------|----------------|-------------|--------------|
| 事業体名 | 岩手県一関市 | | | | |
| 導入時期 | 平成 29 年度 | | | | |
| 概要 | 汚水処理人口普及率の目標達成のため、2 戸以上のグループで浄化槽を設置する場合に補助金を上乗せする新制度を創設し、複数戸単位での浄化槽設置の推進を図った。 | | | | |
| 導入の背景 | 平成 29 年 2 月に策定した一関市の汚水処理施設整備計画では、年間 315 基程度の設置を目標としている。しかし、平成 26 年度、平成 27 年度の実績と平成 28 年度の見込みを合わせると 3 ヶ年平均は 251 基となり、単年度目標に対して 64 基不足している状況である。汚水処理人口普及率の目標達成のために、浄化槽を設置しやすい環境づくりを推進する必要があった。 | | | | |
| 内容 | 浄化槽整備基数を増やすため、浄化槽設置整備事業補助の実施区域全域を対象とした新しい補助制度を平成 29 年度から実施した。具体的には、自治会等を単位とした 2 戸以上のグループで浄化槽の設置を行う場合、グループに属する戸数に応じて標準工事費の 2%~10%を、既存の補助金に対し上乗せして補助を行うというものである。 | | | | |
| | 人槽区分 | 浄化槽設置整備補助（標準工事の 60%） | グループ設置費補助の上乗せ後 | | |
| | | | 2~3 戸 (62%) | 4~9 戸 (65%) | 10 戸以上 (70%) |
| | 5 人槽 | 529,000 円 | 547,000 円 | 573,000 円 | 617,000 円 |
| | 7 人槽 | 662,000 円 | 684,000 円 | 718,000 円 | 772,000 円 |
| | 10 人槽 | 897,000 円 | 927,000 円 | 972,000 円 | 1,047,000 円 |
| | 図 補助金額 | | | | |
| 導入効果 | 2 戸以上のグループを対象としたことで、まとまった単位の浄化槽設置を進めることができる。 | | | | |
| 検討のポイント (課題等) | 制度を利用して浄化槽を設置するか否かのほかに、設置する場合、どこまで範囲を 1 つのグループとして申請するかなど、制度を利用するには様々な事項を近隣住民同士で話し合う必要がある。普段から近所付き合い等のコミュニケーションがある地域でなければ、話し合いを始めるところから困難が生じることが予想される。住民同士がスムーズに相談、検討できるような環境づくり、仕組みづくりが必要である。 | | | | |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> 一関市汚水処理計画（平成 29 年 2 月） 平成 28 年度一関市汚水処理計画推進会 資料 2「浄化槽グループ設置補助金」（平成 29 年 3 月） | | | | |

1.3.7 広域的浄化槽行政組織の設立による自治体の負担軽減

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 埼玉県 |
| 導入時期 | 平成 26 年度 |
| 概要 | 埼玉県では合併処理浄化槽への転換を推進するに当たり、個人に代わって市町村が浄化槽を設置する「市町村整備型」を柱としていたが、財政負担の大きさや計画的な整備が困難なことが課題となっていた。課題を解消すべく、協議会、一部事務組合等の広域行政組織による浄化槽整備の導入を検討した。 |
| 導入の背景 | 平成 23 年に策定した生活排水処理施設整備構想では、平成 37 年度までに生活排水処理人口普及率 100%達成という目標を掲げている。合併処理浄化槽への転換を推進するに当たり、個人負担の低減と計画的な整備を目指し「市町村整備型」を推進していたが、「原則市町村単位で事業を実施しているため複数の市町村をまたがる河川の流域全体で計画的な整備が困難」、「市町村職員の事務負担、財政負担が大きい」などの課題があった。 |
| 内容 | <p>計画的な整備が難しいという課題を解決すべく、市町村単独ではなく、一部事務組合など広域行政組織による「市町村整備型」の導入を検討した。</p> <p>浄化槽行政の広域化に当たっては、新しく広域的組織を組成するための負担削減の観点から、下水道組合などの既存の一部事務組合の活用が最適であり、市町村協議会や機関等の共同設置、といった手法での実現も適した手法であると整理された。</p> <p>市町村整備型を運営した場合の財政負担についても広域行政組織によって削減効果が生じることが整理されている。</p> <p>例えば、既存の一部事務組合を活用した広域行政組織による市町村整備型を実施した場合（年間 100 基程度を整備して維持管理する場合）、単一の市町村で市町村整備型を行うよりも、整備費用、市町村職員人件費が低く抑えられ、費用が 15%（一般会計支出額で 700～1,700 万円／年程度）削減されることが示されている。</p> <p>さらに、市町村の事務負担についても、広域行政組織による市町村整備型を実施した場合、単一の市町村で市町村整備型を行うよりも、年間人員で 0.2～0.5 人／年程度削減されることが示されている。</p> |
| 導入効果 | 一部事務組合など広域行政組織による浄化槽整備により、一般会計支出額は 700～1,700 万円／年程度削減され、人員も 0.2～0.5 人／年削減することができる。 |
| 検討のポイント (課題等) | 県内市町村の判断材料となるよう財務負担や事務負担などの浄化槽整備の事業採算性に係る情報について現状分析を行い、広域的浄化槽行政実現による財務負担、事務負担の改善効果についての分析を実施することで、県内市町村に対し具体的かつ説得力のある提案を行うことができる。 |
| 参考資料 | 広域行政組織による浄化槽市町村整備型の導入推進について(埼玉県環境部水環境課浄化槽・川の国広援団担当) |

1.3.8 PFI 方式による浄化槽整備推進事業

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 愛媛県愛南町 |
| 導入時期 | 平成 22 年度 |
| 概要 | 平成 22 年 10 月から PFI 方式による愛南町営浄化槽整備推進事業を実施し、一部区域を除いた町内全域における浄化槽の設置と維持管理を開始した。PFI とは公共施設等の設計や建設、維持管理及び運営に民間事業者の資金や技術力、ノウハウ等を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方のことである。 |
| 導入の背景 | 愛南町は農業・漁業集落排水事業の集合処理を除いて、町全域で浄化槽設置整備事業（個人設置型）による生活排水の個別処理が進められていた。愛南町は平成 16 年に南宇和郡の旧 5 町村の合併により誕生した町で、合併前の事業を個別に実施しており、町全体として効率的な整備ではなかった。 |
| 内容 | 町全体でより効率的に浄化槽設置整備事業を行うために、平成 22 年 10 月より農業・漁業集落排水施設整備事業区域を除いた町内全域を対象とした愛南町営浄化槽整備推進事業を実施した。自治体が設置主体となる場合、事業導入に伴う事務量増加による人員確保の問題等が生じるが、PFI 方式により事業の展開に必要な一連の業務を民間事業者に委託し、自治体の事務負担を軽減することができた。 |
| 導入効果 | 町営浄化槽整備推進事業を開始した平成 22 年度前後では、汚水処理人口普及率の伸び率が向上した。  <p>表 汚水処理人口普及率</p> |
| 検討のポイント (課題等) | 浄化槽設置は促進されているが、目標計画基数には達していない。要因の 1 つとしてすでにトイレが水洗化され転換の必要性を感じていない住民が多いことが挙げられる。今後住民に対し、さらなる生活排水対策の重要性と効果の周知徹底と積極的な啓発活動を進めることが重要である。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会公式サイト ・ PFI 方式による町営浄化槽整備推進事業について（愛媛県愛南町環境衛生課） ・ 愛媛県公式サイト |

1.3.9 浄化槽事務の民間委託

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 群馬県太田市 |
| 導入時期 | 平成 22 年度 |
| 概要 | 太田市では、浄化槽業務を民間委託することにより、委託前に比べ年間 2 人分の市職員の事務負担を削減した。 |
| 導入の背景 | 平成 18 年度より導入された市町村設置型の事業対象範囲拡大に伴う事務負担増への対応が急務であった。委託先は、従来水道施設の運用管理を主とする事業者であり、平成 20 年度に水道企業団と下水道局とが一体化された際から一部の下水道運用事務を委託していた。市の事務に詳しいことから、浄化槽関連事務の委託の受け皿となった。 |
| 内容 | <p>太田市では市町村整備型を 6 地区で実施しており、その他の浄化槽整備区域は個人設置型で整備を行っている。</p> <p>個人設置型の運営に係る事務は、平成 22 年より市内事業者による業務委託をしている。市内事業者の社員 1 名が庁舎の課内に常駐し、電話対応から補助金受理事務まで一連の事務を担当している。事務に係る負担は年間 0.6 人程度であるが、委託前は実質職員 1 名を配置しており、業務委託により職員 1 名分の事務負担が軽減された。</p> <p>一方、市町村設置型の運営に係る事務は、市内の NPO 法人に一括委託している。保守点検・清掃・法定検査受検等の運用管理のほか、物件ごとの情報入力や台帳管理までを含めて委託している。年間事務負担は実質 1 名程度であり、個人設置型と同様、業務委託により職員 1 名分の事務負担が軽減された。</p> |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託により、年間最低 2 名分の事務負担が軽減された。委託前、繁忙期には職員を増して対応していたが、現在は委託先が柔軟に対応をしてくれ、実質 1 名以上の事務負担があったものと考えられる。 ・ 太田市職員一人あたりの年間人件費が削減され、業務委託により市の職員が業務を行うよりも安価に、かつ効果的に浄化槽が整備できており、実際の支出額は見積額よりも低いものと想定される。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業運用を始め、行政事務等の受託経験のある事業者の存在が必要。 ・ 市町村・都道府県等の単位での委託事業者情報の共有が望ましい。 |
| 参考資料 | 広域的浄化槽行政シミュレーション委託報告書（埼玉県、平成 26 年度） |

1.4 その他

1.4.1 指定検査機関と連携した浄化槽台帳の整備

| | |
|------------------|---|
| 事業体名 | 群馬県 |
| 導入時期 | 平成 21 年度 |
| 概要 | 適正な汚水処理施設整備計画を策定し、法定検査の実施率を向上することを目的として、浄化槽台帳の精度の向上を目指した。 |
| 導入の背景 | 浄化槽を設置または廃止する際は市町村への申請が必要であるが無届が多く、浄化槽台帳の精度の向上が困難であった。浄化槽台帳の精度が低いために、適正な汚水処理施設整備計画が策定できない、法定検査の実施率が低い等の課題があり、浄化槽台帳の精度向上が急務であった。 |
| 内容 | <p>データベースとして未整備であった浄化槽台帳について、群馬県は公益財団法人 群馬県環境検査事業団（以下、「(財)群馬県環境検査事業団」という)に浄化槽の設置や廃止に関する申請情報をデータベース化する業務を委託した。浄化槽の設置情報は、住民から市町村に提出された補助申請や設置届に係る情報を(財)群馬県環境検査事業団に提供し、浄化槽台帳を精査する仕組みにした。また、各地方事務所が巡回や法定検査中に確認した新たな建築物の情報や浄化槽の廃止情報も台帳と照合して反映する仕組みとした。浄化槽台帳の全データは、群馬県廃棄物政策課へ年に1度、県の出先機関である各地方事務所へ月に1度報告され、それぞれで台帳の整備状況が確認されている。</p> <pre> graph TD Resident[住民] -- "設置・廃止申請" --> Municipality[市町村] Municipality -- "設置・廃止申請情報" --> LocalOffice[浄化槽の巡回、法定検査等を担う各地方事務所 (群馬県の出先機関)] LocalOffice -- "巡回・検査の情報" --> PrefectureEnv[“(財)群馬県環境検査事業団 個人情報保護のため1名の専任オペレーターが管理、データベース化”] PrefectureEnv -- "台帳の検査結果 (月1回)" --> LocalOffice PrefectureEnv -- "台帳の検査結果 (年1回)" --> PrefectureWaste[群馬県 廃棄物政策課] PrefectureWaste -- "台帳検査を委託" --> PrefectureEnv </pre> <p>図 群馬県における浄化槽台帳の管理システムのフロー</p> |
| 導入効果 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽台帳の精度が向上することで、汚水処理施設整備計画の策定や法定検査の実施が促進される。 副次的な効果として、住民の合併処理浄化槽に対する信頼の向上や単独処理浄化槽を設置している住民に対する転換の促進につながった。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽台帳の精度を高めるためには、県が中心となって各所から提出されるデータを集約する仕組みを構築する必要がある。 浄化槽台帳の汎用性を高めるため、全ての市町村が適宜目的に応じた様式で利用できるようデータベースを構築する必要がある。 |
| 参考資料 | 「平成 21 年度単独処理浄化槽転換施策事例集」(平成 22 年 3 月) |

1.4.2 災害対策を見込んだ汚水処理計画

| | |
|------------------|--|
| 事業体名 | 佐賀県嬉野市 |
| 導入時期 | 平成 29 年度 |
| 概要 | 嬉野市では災害リスクが高い地域性を踏まえ、災害対応力の高い浄化槽による汚水処理施設の整備を検討している。整備を進めるにあたり、各汚水処理施設の設置や維持管理のコスト比較を行ったところ、公共下水道区域を見直した上で浄化槽の整備を進める方針が適していることが判明した。 |
| 導入の背景 | 嬉野市の汚水処理人口普及率は 59.5%であり、全国の 89.5%に比べ低い水準となっている。本市で将来起こり得る人口減少や最大震度 6 強の地震を想定した上で、今後の汚水処理施設の整備と普及を検討する必要がある。 |
| 内容 | 浄化槽は個別分散型施設であるため、地震等の災害が起こった場合でも電源が確保できれば復旧に日数を要さないという特徴を持っており、嬉野市のような災害リスクが高い地域には適した汚水処理施設である。また汚水処理施設の整備にあたっては、住宅の集積率などの条件により集合処理の方が低コストとなる地域と個別処理の方が低コストとなる場合がある。本市における各汚水処理施設間でのコスト比較の結果、主に住宅散在地において公共下水道より浄化槽の方が低コストとなることが判明した。この結果を受けて、嬉野市は公共下水道区域を 494ha から 395ha に縮小した上で、浄化槽整備を推し進める計画を策定した。 |
| 導入効果 | 下水道計画区域の見直し前までは、年 1.1%程度のペースで汚水処理人口普及率が向上していたが、見直し後は平成 27 年度末から平成 32 年度末までに 61.1%から 70.2%まで向上する見込みとなった。 |
| 検討のポイント (課題等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽設置事業を円滑に進めるため、汚水処理施設の整備計画策定の際に住民説明会を実施し、住民のニーズ把握と理解を得ることに注力した。 ・ 浄化槽の災害対応力の高さを住民に理解頂くためには、災害時の損害額や修繕コストなどの定量的なデータを示すことが必要である。 |
| 参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「嬉野市の浄化槽整備事業」 (平成 28 年) ・ 「佐賀県地域防災計画」 (平成 29 年 3 月) ・ 「「誘う・魅せる・親しむ」嬉野まちづくり計画」 (平成 28 年 8 月) ・ 国土交通省「汚水処理システムの最適化」 |

第2部 浄化槽広報コンテンツ

| | |
|---|----|
| 2. 浄化槽広報コンテンツ..... | 22 |
| 2.1 浄化槽を説明する動画..... | 22 |
| 2.1.1 「浄化槽で水をきれいに！」..... | 22 |
| 2.2 広報誌の活用..... | 25 |
| 2.2.1 広報誌掲載事例..... | 26 |
| 2.2.2 目的別広報誌記事例..... | 27 |
| 2.2.3 維持管理周知..... | 32 |
| 2.2.4 市町村設置型の周知..... | 34 |
| 2.2.5 浄化槽の日..... | 36 |
| 2.3 補助制度パンフレット事例..... | 38 |
| 2.3.1 愛知県美浜町の補助事業パンフレット事例..... | 39 |
| 2.3.2 パンフレット作成のポイント..... | 40 |
| 2.3.3 補助事業パンフレット事例..... | 40 |
| 2.4 浄化槽について紹介する、住民向けパンフレット事例..... | 47 |
| 2.4.1 「浄化槽を使って、身近な水をきれいにしましょう！」..... | 47 |
| 2.4.2 環境省、浄化槽の利点を活かした地域づくり（平成30年3月）..... | 49 |
| 2.4.3 環境省、浄化槽による地域の水環境改善の取組み（平成30年3月） エラー! ブックマークが定義されていません。 | |

2. 浄化槽広報コンテンツ

2.1 浄化槽を説明する動画

2.1.1 「浄化槽で水をきれいに！」

(1) 概要

浄化槽とは何か、を端的に説明した、計1分30秒の動画です。

浄化槽が郊外に設置される、下水道と同等の処理性能を有する設備であり、日々の暮らしで出た生活排水を処理できることが説明されます。

その後、単独処理浄化槽は、暮らしの中で使った、風呂や台所の水をきれいにせず流してしまい、川や水路といった身近な水を汚してしまうことを説明します。

(2) 使用機会

具体的な使用機会としては、住民説明会の冒頭などでの浄化槽説明や、単独処理浄化槽使用世帯への戸別訪問の際の説明といった機会が想定されます。

経験のない市町村職員の方や、関連事業者の方でも、標準的なご説明が可能です。

(3) 構成

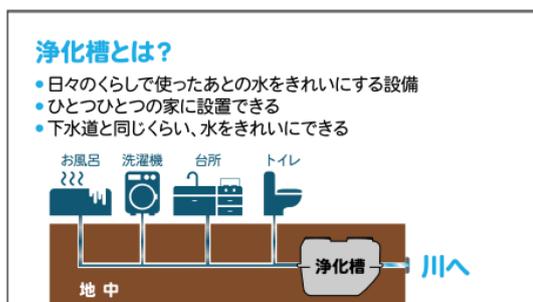
シーン1



【ナレーション】

浄化槽を使って、水をきれいにしましょう！

シーン2



【ナレーション】

浄化槽とは、日々のくらしで使った水をきれいにする設備です。

一つ一つの家に設置でき、郊外で暮らす人がつかった水をきれいにできます。

下水道と同じくらい、水をきれいにできます。

シーン 3



【ナレーション】

私たちは暮らしの中で、 トイレやお風呂、洗濯、台所などで水を使っています。

シーン 4

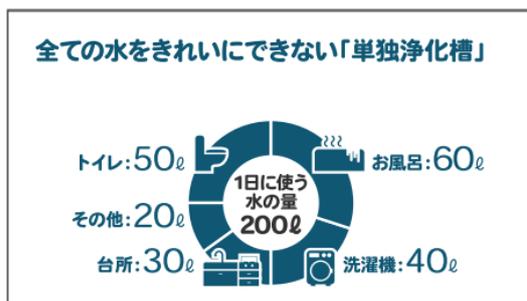


【ナレーション】

浄化槽は、暮らしの中で使った水のすべてをきれいにできます。

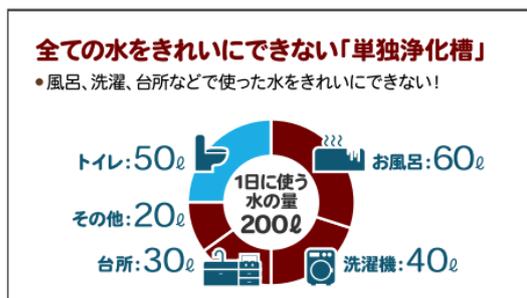


シーン 5



【ナレーション】

単独処理浄化槽は、トイレで使った水のみをきれいにする設備です。お風呂や、洗濯、台所で使った水をきれいにせず、川や水路に流してしまいます。



シーン 6

全ての水をきれいにせず流すと・・



生臭いにおい 白く濁る 洗剤で泡が立つ

身の回りで流れる水を汚してしまいます。

【ナレーション】

台所やお風呂の水をきれいにせず、水路に流すと、臭いにおいがする、白く濁る、泡が出る、など、身の回りで流れる水を汚してしまいます。

シーン 7

「浄化槽」を使って、
身近な水をきれいにしましょう！



【ナレーション】

「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！

シーン 8



環境省
Ministry of the Environment

【ナレーション】

なし

2.2 広報誌の活用

広報誌の作成・配付は、殆どの市町村が実施している広報手段であり、市町村が広報誌を発行していることは、日本国民の中で非常によく知られています。

浄化槽の情報発信について、広報誌の紙面に記事を掲載している市町村は非常に多くあります。全ての住民の方が一つ一つの記事を注意深く読むものではないため、掲載記事が全ての住民に認知されることは難しいものですが、広報誌に浄化槽の情報を記載し、発信することは、次の点から大きな意味を持ちます。

市町村の広報誌は、「市町村が発信した情報が掲載されているもの」とであると、広く日本中の住民の方が認識しています。例えば、単独転換に当たって設置工事事業者が戸別訪問を行い、単独転換の話を持ちかける際に広報誌を用いることで、「単独転換が市町村としての依頼事項」であり、「補助事業のことも掲載されており、信憑性が高い」という納得感・信頼感を住民が感じることができます。

このような側面から、広報誌の活用は浄化槽の情報周知に非常に有効な手段です。

2.2.1 広報誌掲載事例

広報「きほう」では、シリーズ浄化槽を毎月連載。2017年12月で124回目を迎える。町役場職員の顔写真入りで、短く読める記事のコーナーを設けるなど、読んでもらう工夫を取り入れている。

法定検査は 浄化槽の健康診断

浄化槽を設置しても、きれいな処理水を保つためには、保守点検・清掃（くみ取り）・法定検査といった維持管理が欠かせません。

なかでも、毎年1回、定期的に受けていただいている法定検査（11条検査）は、浄化槽がきちんと維持管理され、正常に機能しているかを調べる浄化槽の健康診断のような大切な検査です。

法定検査は、保守点検とは目的や作業内容が異なり、浄化槽管理者（個人設置型の場合は個人、市町村設置型による町営浄化槽整備推進事業の場合は、管理者は町となります）が保守点検業者と委託契約を結ぶことで、指定検査機関による法定検査が必要です。

法定検査は、管理者の責

シリーズ 浄化槽
「きれいな川を 未来に残そう」 その116

今月のテーマ
法定検査を受けましょう!!

Purified

任として定められている保守点検や清掃がきちんと実施されているか、浄化槽の機能が正常に発揮されているかどうかを調べるもので、指定検査機関の定期検査を

毎年1回受けることが、浄化槽法でも義務付けられています。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。



町営浄化槽
ここがポイント!!

環境衛生課 林 穂幸

必要書類は町で管理

県の指定検査機関による法定検査を受けるときには、保守点検の記録や清掃の記録を検査員が確認しますが、これらの記録は3年間保存しておく必要はありません。

町営浄化槽の場合、これらの記録は、町で管理していますので、個人で保管しなくてもよく、町営浄化槽の方が書類管理の手間が省けます。

シリーズ 浄化槽
「きれいな川を 未来に残そう」 その124

今月のテーマ
**災害時も安心！
浄化槽を町にお任せください**

Purified

町管理だと プロアーの交換も

町営浄化槽事業では、台風による水害などの自然災害時でも、町の負担で修繕などの維持管理を行っています。

浄化槽が浸水など2の被害にあった場合、プロアー（浄化槽内に空気を送る装置）の故障などの被害が考えられます。

町営浄化槽がこのような被害にあった場合は、プロアーの修繕や交換を町の負担で行うこととなりますので、利用者の方々から月々の使用料（表①参照）以外の費用をいただくことはありません。

先日の台風第21号による浸水被害においても、後日、浸水地区内を下水道サービスが点検に回った結果、8件のプロアー交換を行いました。

このように、町管理の浄化



町営浄化槽の
ここがポイント!!

環境衛生課 中野良太

プロアーがおかしいと思ったら

浄化槽内の微生物に酸素を送り続けている浄化槽のプロアーは24時間365日、雨の日もほとりの多い日も動き続けています（メーカーによっては間欠運転の場合あり）。

町管理の浄化槽プロアーで、今回の台風第21号の浸水被害にあわれた世帯で、プロアーの音がおかしいときは、役場環境衛生課または紀宝町下水道サービス課までご連絡ください。

槽は、災害時にも安心です。で、ぜひ、設置替えや寄付などで町管理の浄化槽への変更をご検討ください。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

表① 月々の使用料

| 浄化槽の種類 | 通常 | 65歳以上のみの世帯 |
|--------|--------|------------|
| 5人槽 | 3,800円 | 2,000円 |
| 7人槽 | 4,800円 | 2,500円 |
| 10人槽 | 6,200円 | 3,100円 |

* 11人槽以上の使用料については、役場環境衛生課までお問い合わせください。

2.2.2 目的別広報誌記事例

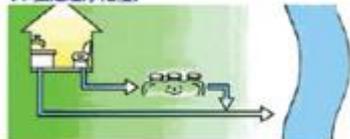
(1) 単独転換周知

1) 三重県紀宝町 広報きほう 平成 19 年 8 月発行

みなさんの家庭から出ている「し尿」や「生活雑排水」は、浄化槽によって浄化され、家庭近くの排水路などを流れて、河川に放流されています。浄化槽には、トイレから出る排水（し尿）のみを処理する単独処理浄化槽と、トイレから出る排水（し尿）と台所・風呂・洗濯などの生活排水を合わせて処理する合併処理浄化槽があります。～以下略～

図① 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽

〈単独処理浄化槽〉



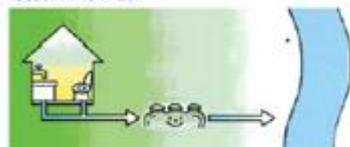
■トイレの排水（し尿）の汚れは処理される。

(13 g ⇒ 5 g)

■台所・風呂・洗濯などからの生活雑排水は、そのまま (27 g)

●汚れの量 = 5 g + 27 g = 32 g

〈合併処理浄化槽〉

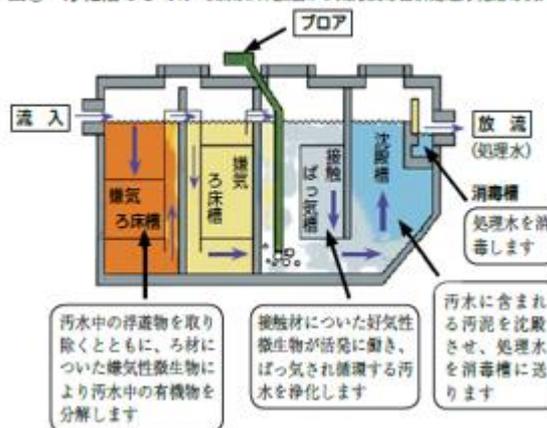


■トイレの排水（し尿）の汚れ (13 g)、台所・風呂・洗濯などからの生活雑排水 (27 g) が合わせて処理される (40 g ⇒ 4 g)

●汚れの量 = 4 g

※数値は、1人が1日出す水質汚濁物質の量をBOD (生物化学的酸素要求量) で表したものです。

図② 浄化槽のしくみ (嫌気ろ床接触ばっ気方式の合併処理浄化槽の例)



**下水道が使えない地域の方へ
合併処理浄化槽への切替えを
お願いします**

公共下水道整備予定区域外において、し尿汲取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯の方は、合併処理浄化槽への切替えをお願いします。

■切替えへの努力義務

平成13年4月に法律が改正され、川や海の汚染を防止するため、単独処理浄化槽の設置が禁止されました。また、現在設置されている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えに努めることとされました。

■切替え工事の申込み

合併浄化槽への切替え工事を希望される方は、し尿汲取り業者または浄化槽清掃業者に問い合わせるか、単独浄化槽の設置を行った業者などに依頼してください。

■問い合わせ クリーンセンター

☎ 3567

合併処理浄化槽に換えよう！

みなさんはまだ、みなし浄化槽やくみ取り便所をお使いではありませんか？
 これらを使用されている方はトイレの排水は処理されていますが、台所やお風呂の排水は未処理のまま近くの道路側溝や川に流れています。環境衛生という観点からも、この状況は好ましいものではありません。
 そこで、富士市には新たに合併処理浄化槽を設置される方に対して**補助金制度**があります。
 水質汚濁を防止し、身近な生活環境をよりよいものにするために合併処理浄化槽に換えてみませんか？

合併処理浄化槽

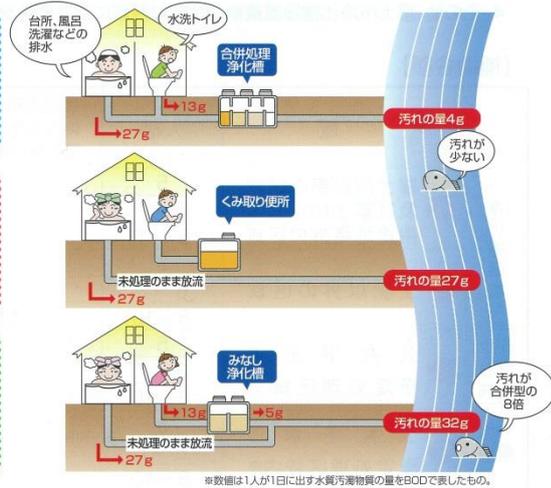
トイレの排水に加えて、台所やお風呂など家庭から出る排水すべてをきれいにする浄化槽。

くみ取り便所

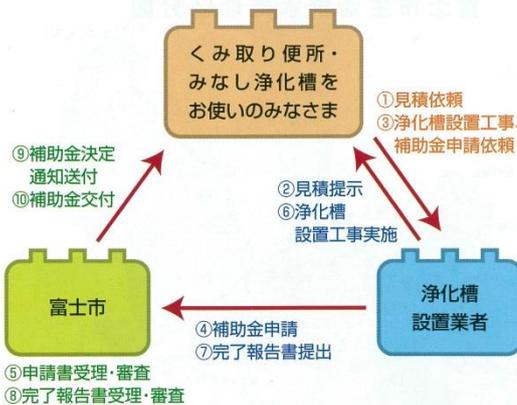
トイレの排水を溜めておく便所。台所やお風呂などトイレ以外の排水は、未処理のまま流されている。

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)

トイレの排水のみを処理する浄化槽。台所やお風呂などトイレ以外の排水は未処理のまま流されている。



申請から補助金交付までの流れ



合併処理浄化槽に 転換した際のメリット

- 生活雑排水も処理できるようになるため、悪臭や蚊・ハエの発生を抑えられます。
- みなし浄化槽やくみ取り便所に比べて、処理能力が飛躍的に上がっているため、環境負荷を大幅に減らすことができます。
- 近くの道路側溝や川に汚れた水が流れることがないため、衛生面でより良好な環境が得られます。
- 設置2年目以降に維持管理費補助金制度を利用でき、申請により毎年18,000円の補助金が交付されます。

設置工事について、富士市指定工事店制度はありませんが、国家資格である浄化槽設備士がいる業者へ依頼してください。
 補助金の申請書類には浄化槽設置業者にしか用意できない書類も含まれていますので、浄化槽設置業者にご依頼の上、申請をしてください。



【お問い合わせ先】
 富士市生活排水対策課 ☎0545-55-2853
 富士市ウェブサイト <http://fujishi.jp>
 富士市ウェブサイトからも情報を得ることができます。

(2) 補助制度周知

1) 茨城県取手市 広報とりで 平成 28 年 4 月発行

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、家庭の雑排水も処理するため、水質環境の浄化に大きな効果があります。市では、住宅へ合併処理浄化槽を新たに設置する方や、既存単独浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する方に、予算内で費用の一部を補助します。

合併処理浄化槽設置等の費用を補助

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、家庭の雑排水も処理するため、水質環境の浄化に大きな効果があります。市では、住宅へ合併処理浄化槽を新たに設置する方や、既存単独浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する方に、予算内で費用の一部を補助します。

※既に設置や撤去している場合は対象外です

1. 合併処理浄化槽設置
 〈対象地域〉次の区域を除く地域が対象となります
 ①公共、下水道の供用開始区域
 ②公共下水道が通る計画のある区域
 ※下水道整備が7年以上見込まれない地域は補助対象です
 ③農業集落

排水施設の処理区域
 〈対象となる住宅〉自分が住むための住宅
 〈対象となる浄化槽の大きさ〉10人槽まで

合併処理浄化槽設置費用の補助基準額

| 人槽区分 | 補助金額 |
|--------|-----------|
| 5人槽 | 29万4,000円 |
| 6～7人槽 | 34万2,000円 |
| 8～10人槽 | 45万9,000円 |

2. 単独浄化槽撤去して合併処理浄化槽を設置
 〈対象となる住宅〉市内の自分が住むための住宅で、単独浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する住宅
 ※建築確認を伴う撤去は補助対象外
 ※設置・撤去のいずれも事前申請が必要です
 〈撤去費用の補助基準額〉9万円
 ※合併処理浄化槽への転換の場合のみ
 〈問い合わせ先〉環境対策課
 ☎内線 1415

浄化槽一括契約システム

浄化槽を設置している方には、定期的な保守点検や清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。県では安心して浄化槽を使用するため、業者に依頼する際に一本の契約で済む「浄化槽一括契約システム」を導入しました。契約は県で定めた標準契約書によって一括して行われます。また新たに浄化槽を設置する方は、浄化槽設置届出の際にこの契約書の写しを添付する必要があります。

〈問い合わせ先〉
 ○浄化槽全般：県環境対策課 ☎029(301)2966
 ○法定検査・保守点検・一括契約：(公社)茨城県水質保全協会 ☎029(291)4000
 ○清掃：環境対策課 ☎内線 1415

2) 北海道白糠町 (広報しらぬか 平成 29 年 11 月)

合併処理浄化槽の補助制度について ※補助制度は平成31年度まで

これから設置したい方

◎工事費の一部を補助します
 1基あたりの補助金額
 5人槽…90万円
 6人槽以上…110万円

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の補助制度もあります
 (上記の補助金+9万円)

一緒に水洗トイレに変えたい方

◎工事費の一部を補助します
 1棟につき…限度額6万円

※町内金融機関から融資を受けることができる制度もあります

合併処理浄化槽を設置している方

◎法定検査費用を補助します

※設置後の検査と、年に1回受ける法定検査が対象です
 ※検査後対象者にご案内します

※対象地域は下水道整備計画区域以外の住宅、業務施設となりますので注意してください

■問合先/役場町民サービス課生活環境係 ☎②2171 (内線517・518)

3) 静岡県富士市 平成 29 年度富士市浄化槽設置費補助金制度 パンフレット (裏面)

富士市浄化槽設置費補助金制度

【補助対象となる浄化槽】

- 1 一般住宅(ただし店舗等を併用する場合は、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に設置される浄化槽
- 2 し尿と雑排水を併せて処理し、居住部分の処理対象人員が10人以下の浄化槽
- 3 以下に示す区域に設置される浄化槽
 - ・浄化槽区域(中野台下水処理施設の処理区域を除く)
 - ・公共下水道予定処理区域外の区域
 - ・公共下水道予定処理区域内で公共下水道の整備が7年以内に見込まれない区域
- 4 その他、富士市浄化槽設置費補助金交付要綱に示す要件を満たす浄化槽

【補助金額】

| 区 域 | | 人槽 | 住宅の新築、増築又は改築に伴う浄化槽の設置で、建築確認等を行うもの | 住宅の建築を伴わない浄化槽の設置で、みなし浄化槽又はくみ取り便所から浄化槽に設置換えるもの |
|--------------|----------------------------|----------|-----------------------------------|---|
| 浄化槽区域 | A 富士川以東の区域及び富士川以西の用途地域外の区域 | 5 | 569,000円 | 735,000円 |
| | | 6~7 | 711,000円 | 919,000円 |
| | | 8~10 | 942,000円 | 1,216,000円 |
| | B 上記以外の区域 | 5 | 735,000円 | 735,000円 |
| 6~7 | | 919,000円 | 919,000円 | |
| 公共下水道予定処理区域外 | C 公共下水道予定処理区域外 | 5 | 332,000円 | 415,000円 |
| | | 6~7 | 414,000円 | 517,000円 |
| | D 公共下水道予定処理区域内※ | 8~10 | 548,000円 | 685,000円 |
| | | 5 | 332,000円 | 332,000円 |
| | | 6~7 | 414,000円 | 414,000円 |
| | | 8~10 | 548,000円 | 548,000円 |

※公共下水道予定処理区域内においては、7年以内に公共下水道の整備が見込まれない区域のみが該当します。
 ・補助金の対象は浄化槽本体工事にかかる費用のみが該当し、配管工事、マス、トイレの改造等の費用は対象外となります。
 ・補助金額は上限額です。
 ・区域、補助金額は各年度で変更することがあります。

【区域区分】

富士市生活排水処理区分図

- 新東名高速道路を境に、南は公共下水道計画区域、北は浄化槽区域とします。
- 上記の区域割りを基本に、天間地区及び污水幹線こどもの国比奈線に接する区域を公共下水道計画区域に追加します。
- 旧富士川町区域は、中野台・富士松野団地を中野台下水処理施設区域、それ以外を浄化槽区域とします。

| 凡 例 | |
|-----------|----------------------------|
| 浄化槽区域 | A 富士川以東の区域及び富士川以西の用途地域外の区域 |
| | B 上記以外の区域 |
| 公共下水道計画区域 | C 公共下水道予定処理区域外 |
| | D 公共下水道予定処理区域内 |



- A B 【浄化槽区域】** 公共下水道の計画がなく、浄化槽で生活排水処理を進める区域
- C 【公共下水道予定処理区域外】** 公共下水道の計画区域ではあるが、具体的な時期等は未定であり、公共下水道の本管が通るまでは相当の時間がかかる区域
- D 【公共下水道予定処理区域内】** 概ね7年以内に公共下水道の整備を進める区域
- 浄化槽区域と公共下水道予定処理区域外にお住まいの方は、特に合併処理浄化槽への設置換えをご検討ください。
 浄化槽区域では今後も下水道が通る予定がないため、お早めに合併処理浄化槽への転換にご協力ください。

(3) 計画区域見直し説明会

1) 北海道八雲町 広報やくも 平成 29 年 11 月発行

八雲町の下水道事業は、人口減少による汚水量の減少により、下水道使用料収入は減少していく一方、施設の老朽化が進んできているため、施設の修繕や更新にかかる費用が増加傾向にあり、今後は厳しい経営事情となっていくことが予想されています。～中略～下水道を整備することが有効でないと判断し、大きな状況変化のない限り下水道整備を凍結し、合併処理浄化槽の推進により、生活環境の向上と環境保全に努めていきたいと考えています。つきましては、次の日程により説明会を開催しますので、お集まりくださいますようお願いいたします。～以下、日時や場所を略～

2.2.3 維持管理周知

(1) 茨城県利根町（広報とね 平成 29 年 12 月発行）

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

【保守点検】

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4カ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

【清掃】

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ぱっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた次の業者に委託してください。

（許可番号順）

| 業者名 | 電話番号 |
|----------------|--------------|
| (株) 浄化槽センター | 047-491-8311 |
| 竜ヶ崎清掃メンテナンス(株) | 0297-62-0674 |
| (有) 利根興産 | 0297-68-4488 |

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線258）

茨城県生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966

【法定検査】

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会（☎029-291-4004）にお申し込みください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

【一括契約システム】

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換】

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 浄化槽の設置には、補助金が交付されます（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合には、新規設置の場合よりも増額になります）。

(2) 三重県四日市市 (広報よっかいち 平成 29 年 10 月上旬号)

雨水浸水対策の取り組み

汚水と雨水と一緒に流す「合流式下水道」を採用している中心市街地では、大雨などの災害時に排水能力をサポートするため、貯留管の建設を進めています。

貯留管の仕組み

貯留管への分水により、下水道の水位が下がり、市街地での浸水被害が軽減します。

貯留管の中は、とっても広いんだよ

集中豪雨などのときには、既設下水道の能力以上の雨水を貯留管に分水して流入させます。これにより、下水道の水位を低下させ、下流部での浸水被害の軽減を図ることができます。

中央通(貯留管)の内部

下水道は市民の皆さんのご協力によって支えられています

公共下水道に接続された人からは「下水道使用料」をいただき、施設の維持管理や汚水処理などの費用に充てさせていただきます。また、これから公共下水道を整備する区域では、整備が完了した際に「受益者負担金」をお願いし、建設費の一部に充てさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

公共下水道が整備された区域にお住まいの人へ

公共下水道への接続は法律により義務付けられています。

スイスイからのお誘いだよ

- 浄化槽を使用している人: 公共下水道の整備からできるだけ早く浄化槽を廃止して、公共下水道に接続してください
- くみ取り式便所を使用している人: 公共下水道の整備から3年以内に水洗便所へ改造して、公共下水道に接続してください

6 No.1486 平成29(2017)年10月上旬号

浄化槽は定期的な維持管理が大切です

自宅などに浄化槽(合併処理浄化槽・単独処理浄化槽)を設置している人は、次のことを守って使用してください。

浄化槽を利用されている皆さんへ

- 保守点検 (年3回以上)
- 浄化槽内の清掃 (年1回以上)
- 法定検査 (年1回)

※保守点検・清掃は、浄化槽の処理方式・人種によって、法令で定められている実施回数に違いがあります

浄化槽法に基づき、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、本来の機能が十分に発揮されているかどうかの判断を行う有料の検査で、毎年1回定期的に受ける必要があります。年3回以上実施していただく保守点検とは異なります。法定検査では以下の項目を検査します。

- ① 外観検査: 設置状況や設備の稼働状況を検査します
- ② 水質検査: 水の汚れ具合の指標となるBOD(生物化学的酸素要求量)などを検査します
- ③ 遊動体検査: 保守点検と清掃の記録を確認します

この浄化槽の法定検査は法律で義務付けられています。合併処理浄化槽・単独処理浄化槽とも、必ず検査を受けなければいけません。ちゃんと、受けようね!

<法定検査に関すること・申し込み先>
一般財団法人 三重県水質検査センター ☎059-213-0707

四日市市浄化槽維持管理事業補助金

適正な維持管理をしている合併処理浄化槽使用者に対して、維持管理費の補助を行っています。

| 補助条件 | 補助金額 |
|---------------------------------|------------|
| ・下水道などの供用開始区域外に合併処理浄化槽を設置していること | |
| ・専用住宅または併用住宅 | |
| ・法定検査の総合判定が「適正」または「おおむね適正」であること | |
| | (平成29年度現在) |

| 人種 | 補助金額 |
|---------|---------|
| 5~6人種 | 11,000円 |
| 7~9人種 | 14,000円 |
| 10~50人種 | 17,000円 |

<補助金に関すること> 上下水道局 生活排水課 ☎354-8402 FAX354-8375
http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/01_guide/index03-4.html

編集後記

皆さんが毎日使用している水や、川を流れる水などの安全を守るために下水道は活躍しています。使う水と同じくらい、使ったあとの水のことに興味を持って、水という資源を大切に使うきっかけになればと思います。

(上下水道局経営企画課 松久、広報広聴課 小林)

●この情報についてのお問い合わせ・ご意見は 上下水道局 経営企画課 ☎354-8369 FAX 354-8249
広報広聴課 ☎354-8244 FAX 354-3974

No.1486 平成29(2017)年10月上旬号 7

2.2.4 市町村設置型の周知

(1) 佐賀市（市報さが 平成 28 年 10 月）

合併処理浄化槽の設置に「市営浄化槽事業」をご利用ください ～以下略～

▶市営浄化槽事業のメリットは？

少ない負担で合併処理浄化槽を設置できます。～中略～維持管理（保守点検・清掃・法定検査）は、上下水道局が主体となっており、専門業者に委託しています。

市営浄化槽分担金区分表

| 住宅の延べ床面積 | 規模 | 分担金額 |
|------------------|--------|----------|
| 130㎡ (約40坪)以下 | 5人槽 | 12万円 |
| 130㎡を超える場合 | 7人槽 | 15万円 |
| 2世帯住宅など | 10人槽 | 20万円 |
| 一般住宅以外 | 11人槽以上 | 標準工事費の4割 |



浄化槽本体は、
上下水道局が維持管理するよ

▶市営浄化槽事業の使用料は？

人槽によって決まります。個人で契約している管理料金と比べてみてください。

市営浄化槽使用料区分表

| 規模 | 月額使用料 (消費税 8% 込) |
|--------|---------------------|
| 5人槽 | 2,571円 |
| 7人槽 | 3,086円 |
| 10人槽 | 4,114円 |
| 11人槽以上 | お問合せ下さい |

消費税率の変更などで変更の場合あり

(2) 三重県紀宝町 広報きほう 平成 29 年 12 月発行

町営浄化槽事業では、台風による水害などの自然災害時でも、町の負担で修繕などの維持管理を行っています。～中略～町営浄化槽がこのような被害にあった場合は、ブローアーの修繕や交換を町の負担で行うこととなりますので、利用者の方々から月々の使用料(表①参照)

以外の費用をいただくことはありません。～中略～このように、町管理の浄化槽は、災害時にも安心ですので、ぜひ、設置替えや寄付などで町管理の浄化槽への変更をご検討ください。

表① 月々の使用料

| 浄化槽の種別 | 通常 | 65歳以上のみの世帯 |
|--------|--------|------------|
| 5人槽 | 3,800円 | 2,000円 |
| 7人槽 | 4,800円 | 2,500円 |
| 10人槽 | 6,200円 | 3,100円 |

※ 11人槽以上の使用料については、役場環境衛生課までお問い合わせください。

2.2.5 浄化槽の日

各市町村が10月号の広報誌に「10月1日は「浄化槽の日」」であることを伝える記事を発行している。内容は維持管理の注意事項に関する記事が多く見られる。

(1) 佐賀県小城市（市報「さくら」平成27年10月号）

10月1日は「浄化槽の日」

小城市ホームページから

問 下水道課（東館2階）【担当】古庄・松尾 ☎37・6122

「浄化槽の日」は浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたのを記念し、設けられました。

この機会にご家庭の生活排水を見直してみませんか。浄化槽は、下水道のように水洗トイレからの汚水（し尿）と、台所・風呂場などからの汚れた水を、汚物を食べる微生物の働きを利用してきれいな水に処理する施設です。

使用上の注意

- ・トイレに、トイレトーパー以外のものを流さない。
- ・便器の掃除には、微生物に影響する薬剤を使用しない。
- ・天ぷら油や調理くずなどを流さない。
- ・プロワの電源は切らない。
- ※プロワ：微生物が呼吸するために酸素を供給する機械

定期的な維持管理

- ・保守点検
浄化槽の保守点検、補修や消毒剤の補給などは専門的な知識をもった浄化槽保守点検業者に委託してください。
- ・清掃
浄化槽の汚泥の抜き取り、清掃は、浄化槽清掃業の許可業者に委託して、必ず年に1回以上行ってください。
- ・法定検査（11条検査）
浄化槽法第11条による検査は、保守点検および清掃が適正かを判断するための検査です。

市の浄化槽事業の取り組みは、市ホームページをご覧ください。



小城市広報  **2017年10月号** 6

(2) 大阪府吹田市（市報すいた平成27年10月）

都市計画の縦覧

吹田東部拠点地区、千里ニュータウン地区の地区計画の変更、生産緑地地区の変更。時10月21日(火)～11月4日(水)。所聞都市整備室(TEL 6384・1947 FAX 6368・9901)。

10月1日は浄化槽の日

浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたのを記念して設けられました。浄化槽設置者は適正な維持管理をお願いします。聞事業課業務グループ(川岸町TEL 6381・8500)。

千里山駅周辺まちづくり報告会

今年度の工事工程など。時10月29日(木)午後7時～8時45分。所シルバー人材センター(千里山松が丘)。定先着50人程度。聞都市整備室(TEL 6384・1969 FAX 6368・9901)。



都市計画



住まい・環境

10月1日は浄化槽の日です

みなさんの協力できれいな川や海が保たれます。

浄化槽設置への理解をお願いします

◆浄化槽とは

水栓トイレや台所、風呂場などからの汚水を処理し、きれいな水にする施設です。浄化槽は微生物が汚水の中の汚物を食べ、きれいな水にする働きを利用しています。

◆浄化槽の維持管理および保守点検が必要です

浄化槽は適正な維持管理が行われないと、その機能が十分に発揮されなくなり、その放流水が河川などの汚れの原因になる

こともあります。そこで、機械の点検・補修や消毒剤の補給などがが必要です。

また、浄化槽内にたまった汚泥を汲み取り清掃をしていただく必要があります。

多久市では、住宅、店舗、事業所その他の建築物（建売住宅は除く）に浄化槽を設置しようとする場合は、予算の範囲内で補助金を交付します。

ただし、下水道が整備されている地域および公共下水道の事業計画区域内は交付されません。

問い合わせ

都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

村における補助制度パンフレットの事例を紹介します。

2.3.1 愛知県美浜町の補助事業パンフレット事例

平成30年度 美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

浄化槽整備で身近な水辺をきれいにしましょう！

補助金額

合併処理浄化槽の設置に対する補助金の限度額は、右表の通りです。
 新築や住宅リフォームの際に利用することができます。
 合併処理浄化槽の設置に伴い同一敷地内の既存単独処理浄化槽を撤去する場合は、右表の額に、その撤去処分等に要する費用に相当する額又は90,000円のいずれか低い額を加算します。

対象基数

5~7人槽で
90基分

※平成30年度予算に限りがありますので、年度中の申請実績に応じ増減します。先着順に交付決定しますので、申請はお早めをお願いします。

補助対象者

以下の要件を満たす方が対象です。

- (1) 町内全域において、合併処理浄化槽^①を設置しようとするもの（美浜緑苑地区、小野浦地区を除く）
- (2) 対象地域において、建売住宅を購入する者で、当該建売住宅に合併処理浄化槽^①を設置しようとするもの
- (3) 対象地域において、合併処理浄化槽^①が設置された建売住宅を購入しようとするもの
- (4) 対象地域において、集合住宅等の共有部分に合併処理浄化槽^①を設置する者で、設置場所の区分所有者とともに当該合併処理浄化槽^①の適正な維持管理を行うもの

(注) 処理対象人数が50人を超えない場合は、環境配慮型浄化槽に限り、環境配慮型浄化槽は、省エネルギー性能や環境性能が一定以上ある、環境性能に優れた浄化槽の事です。詳しくは、町役場にお問合せ下さい。

申請受付期間

平成30年4月1日から 平成31年2月末※まで
 ※設置完了報告を3月末日までに提出しない場合、補助金請求ができませんので、ご注意ください。

手続きの流れ

補助金の交付申請から受領までの基本的な流れは下図の通りです。

- ✓ 設置完了報告を申請年度内に行う必要があります。
- ✓ 申請書は町役場ホームページのほか、役場窓口で配付しています。



| 人槽区分 | 補助金限度額 |
|---------|------------|
| 5人槽 | 332,000円 |
| 6~7人槽 | 414,000円 |
| 8~10人槽 | 548,000円 |
| 11~20人槽 | 939,000円 |
| 21~30人槽 | 1,472,000円 |
| 31~50人槽 | 2,037,000円 |
| 51人槽以上 | 2,326,000円 |

合併処理浄化槽設置に**最大50万円※**を補助します

※単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換し、7人槽を設置する場合



浄化槽整備で身近な水辺をきれいにしましょう！



美浜町役場 環境課 電話：0569-82-1111

<http://www.town.aichi-mihama.lg.jp>

インターネットからは、「美浜町 浄化槽 補助」での検索が便利です。 [美浜町 浄化槽 補助](#) 🔍

2.3.2 パンフレット作成のポイント

パンフレット作成の際のポイントを以下に示します。

ここがポイント!
目的を大きく! わかりやすく!

ここがポイント!
補助を受けられそうか、判断できる!

ここがポイント!
いつ何をすればいいかが分かる

平成30年度 A町合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

浄化槽整備で身近な水辺をきれいにしましょう!

| 補助金額 | 人種区分 | 補助金額上限 |
|---|---------|------------|
| 合併処理浄化槽の設置に対する補助金の取組額は、右表の通りです。 新築や住宅リフォームの際に利用することができます。 合併処理浄化槽の設置に伴い同一敷地内の既存単独処理浄化槽を撤去する場合は、右表の額に、その撤去処分等に要する費用に相当する額又は90,000円以内のずれが低減額を加算します。 | 5人種 | 332,000円 |
| | 6~7人種 | 414,000円 |
| | 8~10人種 | 548,000円 |
| | 11~20人種 | 938,000円 |
| | 21~30人種 | 1,472,000円 |
| | 31~50人種 | 2,037,000円 |
| | 51人種以上 | 2,326,000円 |

対象人数
5~7人種で 90% 90% 90%
※平成30年度予算に限りがありますので、年度中の申請次第に順次増減します。先着順に交付決定しますので、申請はお早めにお願いたします。

補助対象者
以下の要件を満たす方が対象です。
(1) 町内全域において、合併処理浄化槽®を設置しようとするもの（V緑地地区、V地区を除く）
(2) 対象地域において、建築住宅を購入する中で、当該建築住宅に合併処理浄化槽®を設置しようとするもの
(3) 対象地域において、合併処理浄化槽®が設置された建築住宅を購入しようとするもの
(4) 対象地域において、集合住宅等の共有部分に合併処理浄化槽®を設置する中で、設置場所の区分所有者とともに当該合併処理浄化槽®の適正な維持管理を行うもの
※給排水人口数が90人を超えない場合は、個別処理浄化槽に限ります。
個別処理浄化槽は、省エネLED照明や断熱性能が一定以上ある、環境性能に優れた浄化槽の事であり、詳しくは、町役場にお問合せ下さい。

申請受付期間
平成30年4月1日から 平成31年2月末末まで
※設置完了報告書3月末までに提出しない場合、補助金請求ができませんので、ご注意ください。

手続きの流れ
補助金の交付申請から受領までの基本的な流れは下記の通りです。
✓ 設置完了報告書申請書送付を行う必要があります。
✓ 申請書は町役場ホームページのほか、役場窓口で配付しています。

申請者(代理人) → 交付申請 → 設置工事 → 工事完了 → 設置完了報告 → 補助金の請求 → 補助金受領

町役場 → 交付決定 → 施工確認 → 交付額の確定 → 補助金の交付

合併処理浄化槽設置に**最大50%**※を補助します

※単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換し、7人種を設置する場合



浄化槽整備で身近な水辺をきれいにしましょう!

ここがポイント!
額を例示することで、行動を誘引する

ここがポイント!
身近な水がきれいな姿をイメージ!

ログ A町役場 環境課 電話: 0000-00-0000
http://www.town.aomori-city.jp
インターネットからは、「A町 浄化槽 補助」での検索が便利です。

2.3.3 補助事業パンフレット事例

他自治体の補助事業のパンフレット事例を以下に示します。

藍住町浄化槽設置整備補助金を利用して 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ

水環境を守るために、みなさんに知ってほしい事があります。
私たちが普段の生活で、どのくらい海や川に汚れを流しているか、まずは見てみましょう。

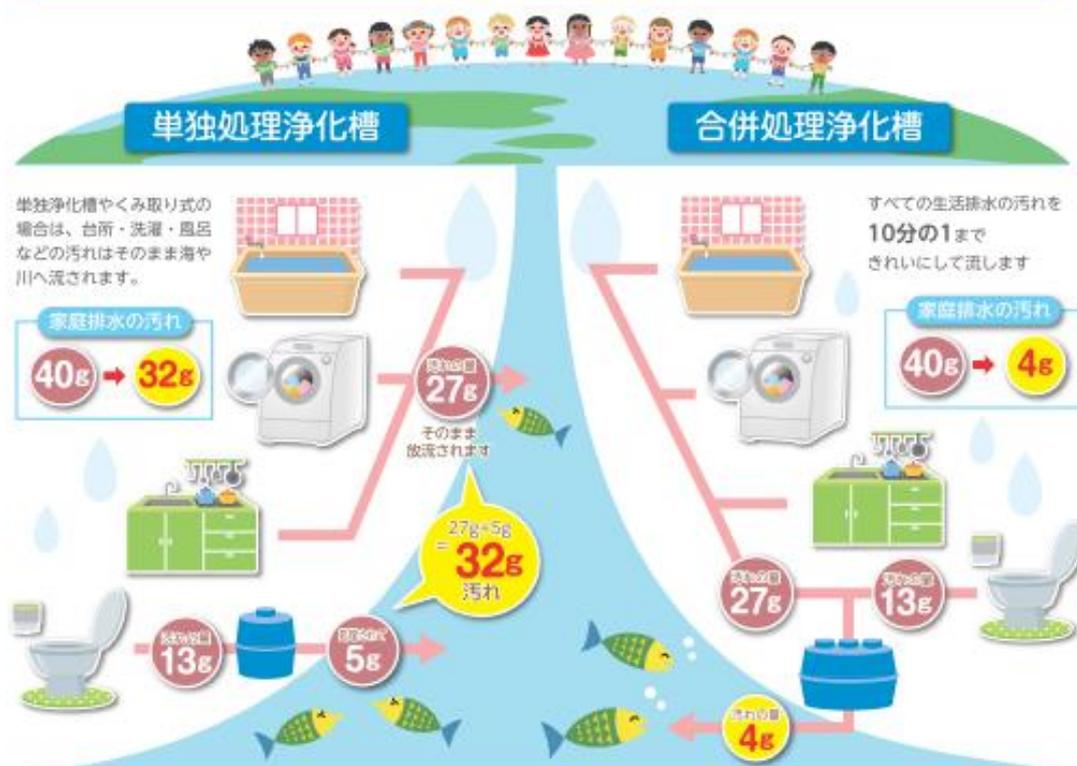
1人が1日に排出する
汚れ(40g)の内訳

(資料) 日本環境衛生センター
「浄化槽の維持管理」より

生活排水の汚れ

- 1人1日当たり排出する生活排水の中には、40g (BOD：水質汚濁の指標) の汚れが含まれています。
- 台所から出る汚れが全体の45%を占め、トイレよりも多いのです。

水質汚濁の原因として、家庭から排出される生活排水影響が最も大きいと言われており、水環境を守るためには、生活排水対策は重要です。
そこで、下水道に接続されていない地域では生活排水を処理するために、浄化槽が活躍しています!



一般家庭の汚水を処理する浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿及び生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽があります。

合併処理浄化槽から排水される水質は公共下水道終末処理場と同程度であり、河川等の水環境を守るためにもたいへん有効です。

平成12年に浄化槽法が改正され、平成13年施

行。浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽とすることや、すでに設置されている単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換に努めることなどが定められました。

自宅の浄化槽が単独処理浄化槽か、合併処理浄化槽か分からなければ保守点検業者にご確認ください。



藍住町浄化槽設置整備事業について

■補助対象地域

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域と地域下水道の処理区域を除く、町内全域

■補助対象者

延床面積の1/2以上を自己又はその親族の居住用建物に10人槽以下の浄化槽を設置し使用開始される方のうち、下記のいずれかに該当し、年度内に事業を完了できる方

- ①自ら浄化槽を設置しようとしている方
- ②あらかじめ町の確認を受けた設置者から、その建物を購入された方

※年度内に工事が完了しない場合は、補助金の交付ができません。

■交付申請受付期間

4月1日から12月28日まで
ただし、予定数に達した時点で受付を終了します。

■補助金手続の留意事項

必ず着工前(転換補助は既設槽撤去前)に申請してください。

■補助金額

(1)新設補助

| 人槽区分 | 補助金額 |
|--------|---------|
| 5~10人槽 | 100,000 |

(2)転換補助

| 人槽区分 | 補助金額 |
|------|---------|
| 5人槽 | 332,000 |
| 7人槽 | 414,000 |
| 10人槽 | 548,000 |

(3)撤去補助

| | 補助金額 |
|-------|--------|
| 単独浄化槽 | 90,000 |
| くみ取り槽 | 90,000 |

※転換補助に該当するのは、同一敷地内において既設の単独浄化槽又はくみ取り便所等を撤去し、これに代えて浄化槽を設置する場合です。

※撤去補助を受けるには、転換に伴い既存単独浄化槽またはくみ取り槽を完全に撤去する必要があります。

藍住町浄化槽設置整備事業補助金対象地域



水は地球の表面の70%を覆っています。
しかし、私たちが利用できるのは地球上に存在する水の1%以下です。
汚した水をきれいにし、川や海に戻すことは私たち1人ひとりの責任です。
合併処理浄化槽への転換をお願いします。
※補助に関する条件など詳細については下記までお問い合わせください。



藍住町・下水道課 TEL 088-637-3123



五所川原市

浄化槽設置費用の補助金制度



受付期間 平成29年4月3日(月)～平成29年12月25日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除く)

【浄化槽を新規で設置する方へ】

新築工事・建替工事・改築工事などで浄化槽を設置する方を対象とした、補助金制度があります。

◎補助の対象となる区域です。

- ・公共下水道処理区域および、農業・漁業集落排水処理区域に含まれていない市内全域が対象となります。

<対象外になる区域>

- ・五所川原市公共下水道処理区域
- ・相内地区特定環境保全公共下水道処理区域
- ・梅田地区農業集落排水処理区域
- ・蕨川地区農業集落排水処理区域
- ・蒔田地域農業集落排水処理区域
- ・十三地区漁業集落排水処理区域

◎補助を受けられるのは次に該当する方です。

- ・自らが居住することを目的とした住宅の単独処理浄化槽もしくは汲み取り便槽を浄化槽に設置換えする方
- ・または浄化槽が新たに設置される住宅を新築、建替もしくは購入する方
- ・市税等を滞納していない方
- ・本市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

<お気をつけてください>

- ・補助を受けるためには着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。
- ・店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別個に要件があります。
- ・既に設置済みの浄化槽は補助対象外です。
- ・住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。
- ・平成30年3月12日(月)までに設置を完了し、完了後31日以内または平成30年3月12日(月)のいずれか早い日までに浄化槽設置完了報告書を提出する必要があります。

◎補助の限度額は次のとおりです。

- ・浄化槽および設置に要する経費に対し、次の額を限度に補助します。

| 浄化槽の大きさ | 限度額 |
|---------|----------|
| 5人槽 | 352,000円 |
| 6～7人槽 | 441,000円 |
| 8～10人槽 | 588,000円 |

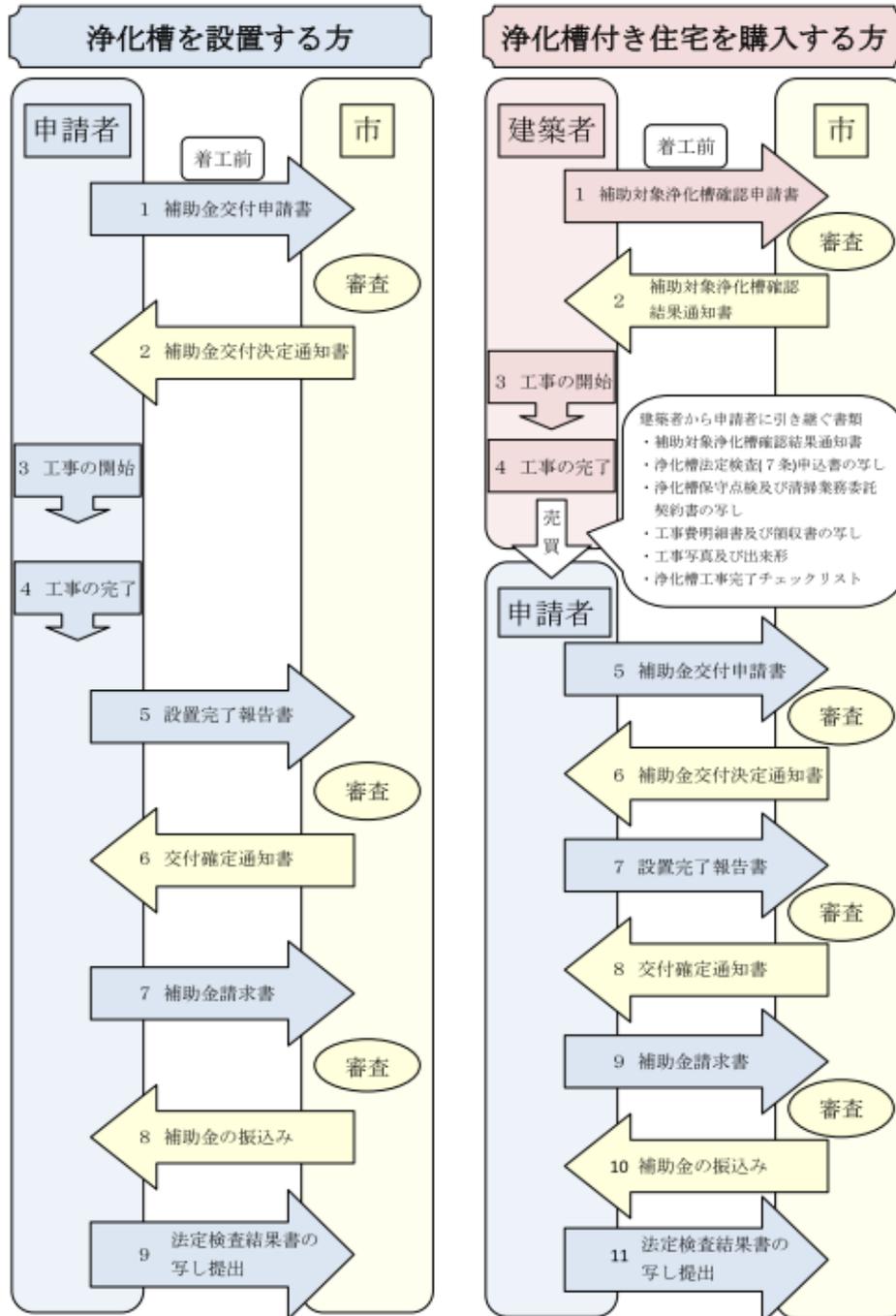


◎浄化槽付き住宅を建築し販売(建売)する方へ

- ・住宅の購入者が補助を受けるためには、建築者が補助対象浄化槽確認申請書を着工前に提出し、補助金の交付対象であることの確認を受ける必要があります。



申請の流れについて



2



よくある質問と回答

Q1 新築（建替え）を予定しているのですが、補助を受けられますか？

- A 自らが居住することを目的に、新たに浄化槽が設置される住宅を建築する場合、補助を受けられます。

Q2 市外在住者ですが、五所川原市に住宅を新築し引っ越す予定です。補助を受けられますか？

- A 申請時に確約書を提出し、工事完了後に五所川原市へ住民登録を行うことで、補助を受けられます。

Q3 店舗を含む住宅なのですが、補助を受けられますか？

- A 店舗に使用している床面積が住宅の総床面積の半分未満であれば、補助を受けられます。

Q4 貸家に住んでいるのですが、補助を受けられますか？

- A 一軒家であり貸主の許可を受けられる場合、補助を受けられます。

Q5 既に設置済みの浄化槽があるのですが、補助を受けられますか？

- A 新たに設置される浄化槽が補助の対象となりますので、補助を受けられません。

Q6 建築業者です。建売住宅を建築し販売する予定ですが、補助を受けられますか？

- A 建築業者は補助を受けられませんが、着工前に補助対象浄化槽確認申請書を提出し、補助金の交付対象であることの確認を受けることで、購入者が補助を受けることができます。

Q7 建売住宅を購入しようと思うのですが、補助を受けられますか？

- A 建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要です。購入の際、建築者に確認してください。

Q8 設置する浄化槽の大きさはどのようにして決められるのでしょうか？

- A 設置する浄化槽の大きさは、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準によることとされていますが、建築物の使用状況や使用水量から明らかに実情に添わない場合は、この算定人員を増減することができます。

Q9 浄化槽の補助と、他の補助と一緒に受けられますか？

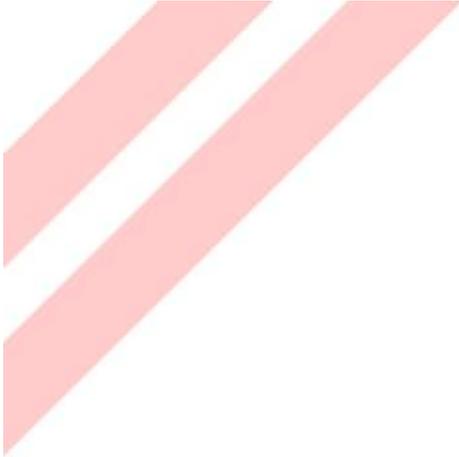
- A 浄化槽の設置費用が他の補助と重複しなければ、一緒に受ける事ができます。

Q10 浄化槽を設置した後に気をつけることはありますか？

- A 設置した浄化槽の性能を100%引き出すには、適正な維持管理が必要です。そのため浄化槽の所有者には、保守点検・清掃・法定検査の実施が法律で義務付けられています。

Q11 補助を受けた後に行うことはありますか？

- A 補助を受けた方は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、浄化槽法第7条検査結果書および浄化槽法第11条検査結果書の写しを提出する必要があります。



【問い合わせ先】

〒037-0042 青森県五所川原市字不魚住61-1
五所川原市上下水道部 下水道課 排水設備係
電話番号 0173-23-6000 内線216



2.4 浄化槽について紹介する、住民向けパンフレット事例

2.4.1 「浄化槽を使って、身近な水をきれいにしましょう！」



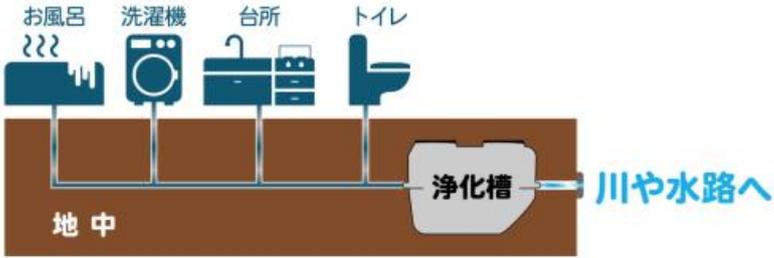
環境省
Ministry of the Environment

「浄化槽」を使って、 身近な水をきれいにしましょう！

浄化槽とは？

- 日々のくらしで使ったあとの全ての水をきれいにする設備
- 下水道がない場所で各戸に設置する
- 下水道と同じくらい、水をきれいにできる（BOD20mg/L以下）
- 平成29年3月時点で全国で1,170万人が使用している

お風呂 洗濯機 台所 トイレ

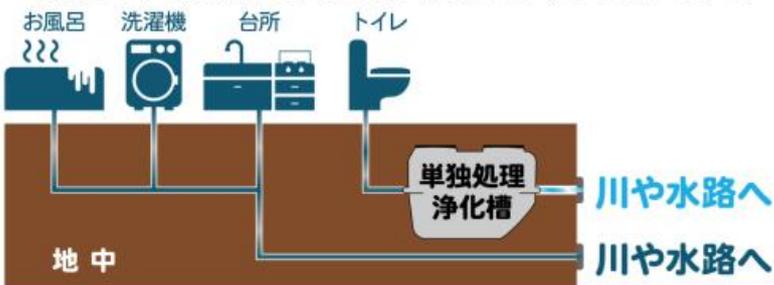


地中 浄化槽 川や水路へ

単独処理浄化槽とは？

- トイレで使った水をきれいにする設備
- 風呂、洗濯、台所、その他で使った水はきれいにできない
- 1960年代から2000年頃まで整備された設備
- 平成29年3月時点で全国で412万基が設置されている

お風呂 洗濯機 台所 トイレ



地中 単独処理浄化槽 川や水路へ 川や水路へ

全ての水をきれいにできる「浄化槽」と 全ての水をきれいにできない「単独処理浄化槽」

浄化槽は、私たちが暮らしの中で使った水をきれいにできます

浄化槽（合併処理浄化槽）

- トイレ以外の風呂、洗濯、台所などで使った水をきれいにできる



生活排水の汚れの度合い
(一日一人当たりBOD)
4g

- 処理済の水
- 未処理の水

単独処理浄化槽

- トイレ以外の風呂、洗濯、台所、その他で使った水はきれいにできない



生活排水の汚れの度合い
(一日一人当たりBOD)
32g

身近な小川、
水路に直接流れてしまう！

私たちが暮らして使った水をきれいにせずに流すと・・・
身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、
身近な水をきれいにしましょう！

2.4.2 環境省、浄化槽の利点を活かした地域づくり（平成30年3月）

浄化槽の利点を活かした魅力ある社会の実現に向けた課題

単独処理浄化槽の転換

単独処理浄化槽は、し尿のみを処理する設備で、台所・風呂等の生活雑排水を処理できません。合併処理浄化槽に対して汚濁負荷は8倍の単独処理浄化槽は約412万基、公共所有だけでも約4.6万基残存しています。単独処理浄化槽は設置年数が経過しており、老朽化による故障のリスクが高まるだけではなく、電力の消費効率も低いといった問題もあります。水質改善・防災対策・低炭素化の観点から、老朽化した単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換することが求められています。

台所・風呂等の生活雑排水を処理せず流す…

ヘド口状の生物膜ができる 排水が汚れる

浄化槽の維持管理に向けた管理体制構築

- 浄化槽の水をきれいにするためには、定期的な保守点検や浄化槽の内部の清掃、処理性能を検査する法定検査、といった維持管理を続けることが欠かせません。
- 法定検査は、設置時の検査（7条検査）と年1回の定期検査（11条検査）があり、11条検査の受検率のさらなる向上が課題になっています。
- また、浄化槽の維持管理状況を把握するためには、その管理となる「浄化槽管理台帳」が不可欠です。
- 「浄化槽管理台帳」はデータベースや情報連携システムを用いて作成されたものもありますが、表計算ソフトなどでの簡易的な管理が主流で、その管理方法・体制の強化が課題になっています。台帳の構築や台帳データの更新に向けて、環境省、自治体を取り組みを進めています。

事例 指定検査機関と連携した浄化槽台帳の整備

- 浄化槽は浄化槽の設置・廃止情報の台帳登録を公益財団法人 群馬県環境検査事業団に委託。
- 自治体や法定検査中に確認した新たな建築物の情報や浄化槽の廃止情報は台帳と照合して反映する管理体制を構築した。

11条検査受検率の推移

| 年度 | 11条検査 合併の分 | 11条検査 全体の分 |
|-----|------------|------------|
| H18 | 39.4% | 58.3% |
| H19 | 40.0% | 58.3% |
| H20 | 40.0% | 58.3% |
| H21 | 40.0% | 58.3% |
| H22 | 40.0% | 58.3% |
| H23 | 40.0% | 58.3% |
| H24 | 40.0% | 58.3% |
| H25 | 40.0% | 58.3% |
| H26 | 40.0% | 58.3% |
| H27 | 40.0% | 58.3% |

環境省の浄化槽サイトでは、川や海、自然にやさしい浄化槽の情報を集めて公表しています。浄化槽の仕組みやニュース、様々な取り組み事例等を告知しにしたい方はぜひご覧ください。
環境省「浄化槽サイト」 <https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

浄化槽の利点を活かした地域づくり

安全・安心 自然共生 低炭素 資源循環

この冊子は、浄化槽整備の必要性や優れた機能（耐震性、環境性、経済性）について理解を深めていただくために、全国の事例を交えながら、浄化槽の利点を活かした地域づくりについて解説をするものです。

浄化槽と関係を持つ住民の方をはじめ、浄化槽整備区域を有する市町村・都道府県の浄化槽関連事業者の方、議会関係者や職員の方など、幅広い方を対象として作成しています。

環境省 Ministry of the Environment 平成30年3月
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

浄化槽は地方部での生活排水対策の中核を担い、安全・低炭素・資源循環・自然共生社会の実現に貢献!

浄化槽（合併処理浄化槽）

浄化槽は、住宅などの建物毎に設置される個別分散型の汚水処理施設です。下水道と同等の汚水処理性能を有しています。（放流水質はBOD20mg/L以下）
地方部において経済的かつ早期に整備可能であり、今後の人口減少社会に適した生活排水処理施設です。平成29年3月時点で全国で1,170万人が使用しています。

公共管理で水害に備える

三重県伊勢市は平成21年の台風によって市内1,000戸以上の世帯が床上浸水し、浄化槽も広範囲で浸水する被害に遭ったが、耐震で管理していたため、迅速な復旧対応が可能であり、住民の間で町営浄化槽に対する信頼感が強まった。

浄化槽整備で災害に備える

- 分散処理のため災害に強く、災害対応力が高い
- 防災拠点、公共施設で汚水処理に貢献

佐賀県野市市は想定規模6程度の地震を想定し、このリスク回避に向け、分散しており被害が集中しない、復旧までの時間が短い、といった特長に着目し、浄化槽を整備。

事例 低炭素型浄化槽

1990年以降、浄化槽の性能は年々向上。現在販売されている省エネ型浄化槽は、90年頃の設備に比べ30%以上低炭素化が図られている。

■ 既存浄化槽の入れ替えにより大幅な低炭素化が可能

■ 最新の省エネ技術を使って低炭素化を実現、電力消費量を抑制

熊本県宇北市

平成7年より浄化槽市町村整備事業を開始。水質が改善し、ホテルの景観が美しい水辺環境を保全。

■ きれいな水辺の創出

■ 壁の回帰など、自然とのふれあいの場の提供

島根県津和野市

平成4年より浄化槽整備を開始。水質が改善傾向にあり、観光客にも親しまれる水辺を創出。

浄化槽と集合処理の役割分担

経済合理性の観点からは、人口密度の低い地域ほど、浄化槽による汚水処理が最も合理的である。

経済性: 浄化槽 vs 集合処理

■ 浄化槽と集合処理の役割分担で経済合理的に生活排水を処理

■ 地域循環産業の発展に貢献し、各地で地方創生を実現可能

「奇跡の村」長野県下條村の選択

生活排水処理の総費用に占める設備費の比率が低く、借金を多くせず設置できる浄化槽の整備を促進した。

こうした取り組みもあり、下條村の借金返済の重さを示す実質公債費比率はマイナス6.6%と全国の市町村の中で第1位となっている。

| 順位 | 自治体 | 実質公債費比率 (%) (2016年度) |
|-----|---------|----------------------|
| 第1位 | 長野県下條村 | -6.6% |
| 第2位 | 東京都杉野村 | -6.4% |
| 第3位 | 東京都江戸川区 | -6.2% |
| 第4位 | 東京都東区 | -4.4% |
| 第5位 | 高知県津野町 | -4.2% |

健全で魅力ある社会を創出し、暮らしの質向上に寄与

浄化槽整備推進施策 事例集

平成 30 年 3 月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
